

平成30年旭市議会第3回定例会会議録

議事日程（第1号）

平成30年9月4日（火曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
 - 第 2 議長報告事項
 - 第 3 会議録署名議員の指名
 - 第 4 会期の決定
 - 第 5 議案上程
 - 第 6 提案理由の説明並びに政務報告
 - 第 7 議案の補足説明及び報告の説明
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
 - 日程第 2 議長報告事項
 - 日程第 3 会議録署名議員の指名
 - 日程第 4 会期の決定
 - 追加日程第1 発議案上程
 - 追加日程第2 提案理由の説明
 - 追加日程第3 質疑、討論、採決
 - 日程第 5 議案上程
 - 日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告
 - 日程第 7 議案の補足説明及び報告の説明
-

出席議員（20名）

- | | | | |
|----|---------|----|---------|
| 1番 | 片 桐 文 夫 | 2番 | 平 山 清 海 |
| 3番 | 遠 藤 保 明 | 4番 | 林 晴 道 |
| 5番 | 高 橋 秀 典 | 6番 | 米 本 弥一郎 |
| 7番 | 有 田 恵 子 | 8番 | 宮 内 保 |

9番 高木 寛
 11番 宮澤 芳雄
 13番 島田 和雄
 15番 伊藤 房代
 17番 景山 岩三郎
 19番 佐久間 茂樹

10番 飯嶋 正利
 12番 伊藤 保
 14番 平野 忠作
 16番 向後 悦世
 18番 木内 欽市
 20番 高橋 利彦

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	明智 忠直	副市長	加瀬 正彦
教育長	諸持 耕太郎	監査委員	堀江 通洋
秘書広報課長	伊藤 義隆	行政改革推進課長	小倉 直志
総務課長	飯島 茂	企画政策課長	阿曾 博通
財政課長	伊藤 憲治	税務課長	石毛 春夫
市民生活課長	宮負 賢治	環境課長	井上 保巳
保険年金課長	遠藤 茂樹	健康管理課長	木内 喜久子
社会福祉課長	角田 和夫	子育て支援課長	小橋 静枝
高齢者福祉課長	浪川 恭房	商工観光課長	小林 敦巳
農水産課長	宮内 敏之	建設課長	加瀬 喜弘
都市整備課長	鵜之沢 隆	下水道課長	高野 和彦
会計管理者	松本 尚美	消防長	川口 和昭
水道課長	加瀬 宏之	庶務課長	栗田 茂
学校教育課長	佐瀬 史恵	生涯学習課長	高安 一範
体育振興課長	花澤 義広	監査委員局長	伊藤 義一
農業委員会事務局長	赤谷 浩巳		

事務局職員出席者

事務局長	大矢 淳	事務局次長	池田 勝紀
------	------	-------	-------

開会 午前10時 0分

◎日程第1 開 会

○議長（島田和雄） ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより平成30年旭市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 議長報告事項

○議長（島田和雄） 日程第2、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承いただきたいと思えます。

◎日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（島田和雄） 日程第3、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

7番、有田恵子議員、8番、宮内保議員、以上の2議員を指名いたします。

◎日程第4 会期の決定

○議長（島田和雄） 日程第4、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から9月26日までの23日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島田和雄） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月26日までの23日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

ここで、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時 2分

再開 午前10時15分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、発議案が提出されました。提出されました発議案は、発議第1号、明智忠直旭市長不信任決議についての1発議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 配付漏れないものと認めます。

ただいま、発議案に伴う日程の追加について、議会運営委員会を開催していただきました。

その結果につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、平野忠作議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長 平野忠作 登壇）

○議会運営委員長（平野忠作） ただいま議会運営委員会を開催いたしまして、発議案の提出に伴う追加日程について協議をいたしましたので、その内容についてご報告を申し上げます。

本日提出されました発議案は、発議第1号、明智忠直旭市長不信任決議についての1発議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配付してあります平成30年旭市議会第3回定例会議事日程その2をご覧くださいと思います。

日程第4の後、追加日程第1、発議案上程、追加日程第2、提案理由の説明、追加日程第3、質疑、討論、採決。

以上のおりでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（島田和雄） 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。発議第1号の1発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島田和雄） ご異議なしと認めます。

よって、本発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 発議案上程

○議長（島田和雄） 追加日程第1、発議案上程。

発議第1号の1発議案を上程いたします。

◎追加日程第2 提案理由の説明

○議長（島田和雄） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第1号について、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（20番 高橋利彦 登壇）

○20番（高橋利彦） これより私は、明智忠直旭市長の不信任決議案についての提案理由の説明を行います。

私は、明智市長が、孫の事件が明らかになった時点で清く身を引いていたら、当然のことながらこうした不信任決議案など提出することはありません。市長の孫が犯罪者、それも警察官という市民を守る立場の者が、未成年の女の子ばかりを狙った破廉恥な行為を繰り返していた前代未聞の事件で、市民はいまだにおぞましく思い、恥ずかしい感情を抱えています。我々議員も市民と全く同じ思い、考えであります。

市民からは、市長はいつやめるんだと問われ、やめるつもりはなさそうだと答えると、市民からは、どうしてやめさせないと責め立てられます。近隣の市町村を訪ねると同様の問いかけがあり、肩身の狭い思いをしています。孫の起こした事件が明らかになった時点で、市

長、あなたが清く市長をやめていたら、市民も議会もその時点で一区切りつけることができ、それ以上恥ずかしさを覚えることはなかったはずです。

市民の皆さん、議員の皆さん、自分の娘や孫がこうした警察官で懲戒免職となった明智市長の孫の破廉恥事件の被害者になったとき、犯人に対してどのような感情を抱きますか。

孫の起こした事件は、7月20日に判決がありました。求刑は懲役3年6か月、判決は懲役3年、執行猶予では一番長い5年の執行猶予つきの判決でした。_____

_____しかし、執行猶予がついただけで無罪放免ということではありません。これは刑の執行が猶予されたことで、有罪が確定したことです。

事件については、新聞報道や裁判を傍聴した多くの市民が知っていると思いますので、詳しくは触れません。この破廉恥事件では、本人の自供は16件でした。ほかの事件とは違い、多くの被害者が泣き寝入りして、裁判で取り上げられた被害者は3人でした。いずれも未成年の少女であり、裁判で取り上げられると実地検証や裁判で再度忌まわしい事件を思い出し、自分の心の傷が張り裂ける思いをしたくなく泣き寝入りしたものであります。

_____その母親は、検察側の証人として、この5月の裁判に出廷し、ここは皆さんによく聞いてほしいのですが、検察官の問いかけに、事件が発覚した今年初めから今に至るまで、_____から一度の謝罪も受けたことがないと証言

しました。1代離れた孫、大人の起こした事件で自分と事件は関係ないと切り捨てる明智市長ですが、長男とも関係がないのでしょうか。養育に責任がないと言って、孫の不良行為、非道、無道を知りながらそのまま放置する祖父があるとは考えられません。知れば必ず正しい道を歩むことの大切さ、正直に生きることの必要性を言って聞かせるでしょう。同じ敷地に暮らす長男の息子です。明智市長がかわいがらないはずはありません。そのかわいがった孫が破廉恥な言語道断な犯罪を繰り返し、自分とは1代離れているから、大人の起こした事件で無関係とのまるっきり他人事のような明智市長の論法が世間に通用するのでしょうか。

裁判では、_____検事は初め4年を求刑しました。裁判では一般的に、求刑4年には、初犯であっても執行猶予はつけないそうです。4年以下の求刑でなければ執行猶予にならないことを知って、それまでは被害者に謝罪の一言もしませんでした。その後、_____市の被害者との示談が成立し、求刑を3年6か月に縮めました。_____市民の皆さんは市長をどう思うでしょ

きない人が、市政のかじ取りができるわけがありません。市民との信頼関係を悪化させ、市を不利益な方向に進ませていることは誠に遺憾であります。どうか速やかにおやめいただいて、旭市民の名誉を守る道を歩んでいただきたいと思います。

以上、旭市議会は明智忠直市長を信任しない理由であり、ここに明智忠直市長の不信任決議案を提出するものであります。

議員の皆さんも、市民からの耳の痛い話を再三聞かされているものと思います。市民に対して胸を張れる皆さんの良識ある判断を切望します。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（島田和雄） 提案理由の説明は終わりました。

なお、高橋利彦議員の発言の中で、一部不穏当と思われる発言がありましたので、後刻、録音データを調査の上、必要な措置を講じることにいたします。

◎追加日程第3 質疑、討論、採決

○議長（島田和雄） 追加日程第3、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

発議第1号の1発議案を議題といたします。

発議第1号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

おはかりいたします。ただいま議題となっております本件につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島田和雄） ご異議なしと認めます。

よって、本件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより、発議第1号について討論に入ります。

初めに、原案に対して反対の討論はありませんか。

宮内保議員、発言を許可します。ご登壇願います。

（8番 宮内 保 登壇）

○8番（宮内 保） 私は、発議第1号、明智忠直旭市長不信任決議について、反対の立場から討論を行います。

市長の不信任要件は、市長自らの行為が市政運営や市民生活に重大な影響を及ぼした時に成立するものであり、提案された理由は、不信任とする要件に全く当たるものではないと考えます。

提案理由にあった事実行為に対し、明智市長は、本年第1回定例会一般質問において、市民の皆様にご迷惑とご心配をかけているということを申し訳なく思い、市政運営に影響の出ないように誠心誠意市政に取り組んでいくと述べております。

明智市長においては、平成21年に市長に就任以来9年にわたりその手腕を発揮し、数々の行政課題を乗り越えてきました。その中でも、平成23年3月11日に発生した東日本大震災のときは、迅速な対応と一日でも早い復旧復興に向け被災者支援、道路の復旧、そして津波避難施設の整備などに当たられました。また、紙おむつの支給、子どもの医療費の無料化などの少子化対策や小・中学校の耐震補強、農業後継者や担い手に対する育成支援など数々の施策への取り組みは高く評価されるべきものであると考えます。

したがって、今後も引き続き6万6,000人の市民の負託に応えるべく日々の職務にご尽力をいただき、なお一層の堅実な行財政運営に務められ、旭市の将来にわたる持続的な発展を目指されるよう強く要望いたしまして私の反対討論といたします。

○議長（島田和雄） 次に、賛成の討論はありますか。

木内欽市議員、発言を許可します。ご登壇願います。

（18番 木内欽市 登壇）

○18番（木内欽市） 私は、よもやこういう席に立とうとは考えてもおりませんでした。ただいまの反対討論を聞いて、ちょっと違うんじゃないかなという自分の思いからこの席に立たせていただいております。

今回の事件では、確かに市長に刑事法、民事法、一切の法的責任はございません。しかしながら、報道で旭市長の名前が出て、多くの市民がみっともない、嫌な思いをしている以上、少なくとも市民に対しては説明と謝罪という道義的責任を果たす必要があります。

また、

以上の道義的責任及び_____を全うするために、先ほどの反対討論では、一般質問に

答える形で述べたにすぎません。正式に市民と議会に謝罪をしていただきたいと、こう思っておりました。

提案者の高橋議員とは多少違います、私は。いきなりその時点でやめる必要はないと私も考えておりました。謝っていただければ、謝った人にそれ以上責めるというようなことは私の信条に合いませんので、そんなつもりは毛頭ございません。ですから、私は判決が下りたら当然そういう正式な謝罪があるものだ、こう思っておりました。一切今までの一般質問でも発言はしてまいりませんでした。そう思っていたからです。ところが、不信任決議のこの話が出てからでさえ、市長は自ら事をおさめようとする努力をしてこなかった。

私どもも、大変有権者からは責められることもございます。今や市長だけではなく議会議員全員をリコールするという話も出ていることはご存じなことでしょう。本来であれば議会での謝罪で済む話が、ここまで大きくなってしまって大変残念であります。

被害に遭われた女性には何の落ち度もないわけであります。被害者感情、市民感情を考慮して、本来は、高橋議員にはこの不信任も出してほしくなかったんです。でも、出された以上、私どもは賛成、反対、これを表明しなければなりません。

大変心苦しいですが、被害者感情、市民感情を考慮して、やむなく私は賛成票を投じます。苦渋の決断であります。

○議長（島田和雄） ほかに討論はありませんか。

林晴道議員、発言を許可します。ご登壇願います。

（４番 林 晴道 登壇）

○４番（林 晴道） 旭市議会４番議席の林晴道でございます。

まず、この発議の提案理由に関しましては、市政に直接的な関与をしないものと理解しておりますが、しかし、当議会においては毎回取り上げられており、議会運営のあり方や、特にその議事進行に対しては疑念を抱いており、甚だ遺憾であります。

また、そのことにより市民の関心が高まってしまっているようで日増しに激化しており、多くの市民から疑心暗鬼の声を伺うので、市政運営に支障を来さないか不安を感じております。

この提案理由のようなことが今後も当議会で発言をされることは、多くの方々に苦痛を与え傷つけるおそれがあると僕は思いますので大変悩みに悩み抜きましたが、ここで発言をさせていただき、この議決をもって当議会の議論に終止符を打つとの一心で、昨晚、発議の賛成者の署名をいたしました。

この議決後からは、議会本来の議事運営と健全な発言許可がなされ、活発的な議論ができるよう願っております。

これ以上傷つき、苦しむ一般の方を出したくないので、公人である市長においては、どうかこの苦渋の思いをご理解賜りたいと思います。

昨年も今年同様、暑い夏でした。あの暑い市長選挙を明智陣営の一人として汗を流した者として、議会では議論を交わし、市長室では意見交換をさせていただき、最近めっきり声をかけられなくなりましたけれども、懇親会等の席では大いに語りたいと願っています。やはり悩み苦しんでいるであろう市長に、僕からの最大限のエールを送らせていただき発言を終わります。

○議長（島田和雄） ほかに討論はありませんか。

有田恵子議員、発言を許可します。ご登壇願います。

（7番 有田恵子 登壇）

○7番（有田恵子） 私は、この件に関して裁判を傍聴してまいりました一人でございます。

法廷で母親は極刑を求めました。そして泣きました。旭市の市民の方にあとよろしく申し上げますと言葉を託されました。

反対討論の中で、市長は災害復興、あれもやった、これもやった。それはそれで結構でございます。私はこの政治というもの、この政務活動というもの全て、この教育委員会があるわけですから、子どもの教育というのがこの政治、市役所の政務の中に含まれているわけでございます。

この裁判の中で最大の、私も泣きましたけれども、一度もこの母親、娘、謝罪がないということでございます。この心の問題でございます。あれもやった、これもやった、市政に支障はなかった、そんな問題ではございません。じゃあ、なぜ教育委員会があるんですか、学校があるんですか。全部含まれているわけです。今、日本で一番大事なところは、子どもの教育でございます。その_____市、本当に近くでございます。教育の最高の指導者である市長、子どもの命を守る一番陣頭に立ってやらなければならない立場におられるわけです。私は、この謝罪のないというところ、裁判を見守り続けてきましたけれども、ここには私はもう許せないところ、私も泣きました。やはり心のある市長、それが誠の市長であると私は思います。

したがって、今回、高橋議員の不信任案、これに賛成いたします。

以上です。

○議長（島田和雄） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 討論なしと認めます。

これより発議第1号について採決いたします。

市長の不信任の議決については、地方自治法第178条第3項の規定により、特別多数議決を要する案件でありますので、その表決については、議員定数の3分の2以上の議員が出席し、その出席議員の4分の3以上の同意を必要といたします。また、この場合は議長も表決権を有していますので、念のため申し上げます。

ただいまの出席議員は19名であり、議員定数の3分の2以上です。また、その4分の3以上は15名です。

発議第1号、明智忠直旭市長不信任決議について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（島田和雄） 賛成4名、4分の3に達しません。

よって、発議第1号は否決されました。

○議長（島田和雄） 市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第15号までの15議案と報告第1号から報告第7号までの報告7件であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 配付漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

◎日程第5 議案上程

○議長（島田和雄） 日程第5、議案上程。

議案第1号から議案第15号までの15議案と報告第1号から報告第7号までの報告7件を一括上程いたします。

- 議案第 1号 平成29年度旭市一般会計決算の認定について
- 議案第 2号 平成29年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について
- 議案第 3号 平成29年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
- 議案第 4号 平成29年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 議案第 5号 平成29年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について
- 議案第 6号 平成29年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について
- 議案第 7号 平成29年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 議案第 8号 平成29年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 9号 平成30年度旭市一般会計補正予算の議決について
- 議案第10号 旭市道の駅整備基金条例の制定について
- 議案第11号 旭市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 東総広域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 議案第14号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 議案第15号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 報告第 1号 平成29年度旭市奨学基金の運用状況について
- 報告第 2号 平成29年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について
- 報告第 3号 平成29年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について
- 報告第 4号 平成29年度の旭市公営企業決算における資金不足比率について
- 報告第 5号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の平成29事業年度の業務実績に係る評価結果について
- 報告第 6号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の事業経営状況について
- 報告第 7号 私債権等の放棄について

◎日程第6 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（島田和雄） 日程第6、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 本日、ここに平成30年旭市議会第3回定例会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

初めに、本議会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号から議案第8号までは、平成29年度各会計の決算の認定についてでありまして、それぞれ監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものであります。

議案第1号は、平成29年度旭市一般会計決算についてでありまして、歳入総額302億2,967万1,482円、歳出総額293億3,654万6,680円となり、翌年度へ繰り越すべき財源1億2,731万7,784円を差し引いた実質収支は、7億6,580万7,018円となりました。

議案第2号は、平成29年度旭市病院事業債管理特別会計決算についてでありまして、歳入総額24億4,699万1,372円、歳出総額24億4,699万1,372円、歳入歳出同額となりました。

議案第3号は、平成29年度旭市国民健康保険事業特別会計決算についてでありまして、事業勘定は、歳入総額102億6,853万3,333円、歳出総額98億2,209万4,635円、差し引き4億4,643万8,698円となりました。施設勘定は、歳入総額8,798万317円、歳出総額8,092万9,486円、差し引き705万831円となりました。

議案第4号は、平成29年度旭市後期高齢者医療特別会計決算についてでありまして、歳入総額5億8,251万7,725円、歳出総額5億7,114万7,301円となり、差し引き1,137万424円となりました。

議案第5号は、平成29年度旭市介護保険事業特別会計決算についてでありまして、歳入総額49億2,828万8,646円、歳出総額48億5,168万9,976円、差し引き7,659万8,670円となりました。

議案第6号は、平成29年度旭市下水道事業特別会計決算についてでありまして、歳入総額6億1,165万4,178円、歳出総額5億3,778万8,426円となり、差し引き7,386万5,752円となりました。

議案第7号は、平成29年度旭市農業集落排水事業特別会計決算についてでありまして、歳入総額1億323万3,987円、歳出総額9,070万9,089円、差し引き1,252万4,898円となりました。

議案第8号は、平成29年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてであり

まして、年度末の給水状況は、給水件数2万403件、普及率は87.1%、年間給水量は595万8,377立方メートルとなりました。

決算額については、収益的収支における事業収益は15億2,709万4,477円、事業費用は12億8,939万217円となり、当年度純利益は2億3,770万4,260円となりました。

資本的収支については、収入8,717万1,640円に対し、支出は2億98万5,248円となり、収支不足額1億1,381万3,608円は減債積立金等8,841万3,608円で補填し、なお不足する額2,540万円については、平成29年度同意済企業債の未発行分2,540万円をもって翌年度に措置するものとしたしました。

なお、決算の認定と併せて、当年度末未処分利益剰余金21億4,519万3,545円のうち4,240万4,260円を減債積立金として、1億9,530万円を建設改良積立金として処分することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第9号は、平成30年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ3,500万円を追加し、予算の総額を280億8,100万円とするものであります。

議案第10号は、旭市道の駅整備基金条例の制定についてでありまして、道の駅「季楽里あさひ」の施設の維持補修、拡張等に要する経費の財源に充てるため、基金を設置するものであります。

議案第11号は、旭市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、コンビニ交付サービスの開始に向けて、個人番号カードを利用して、印鑑登録証明の発行ができるよう、所要の改正を行うものであります。

議案第12号は、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、老朽化した神西住宅及び双葉団地の一部を用途廃止するため、管理戸数の改正を行うものであります。

議案第13号は、東総広域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでありまして、議員の定数及び選挙の方法に関する規定を改正するもので、関係地方公共団体と協議するにあたり地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第14号は、和解及び損害賠償の額を定めることについてでありまして、市有自動車による物損事故に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第15号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありまして、

現委員のうち、平成30年12月31日をもって任期満了となる委員の、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するにあたり、議会の意見を求めるものであります。

私は、岩井明廣氏が適任であり、再度お願いしたいと考え、提案するものであります。

報告第1号は、平成29年度旭市奨学基金の運用状況について、報告第2号は、平成29年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について、報告第3号は、平成29年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について、報告第4号は、平成29年度旭市公営企業決算における資金不足比率について、それぞれ報告するものであります。

報告第5号は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の平成29事業年度の業務実績に係る評価結果についてでありまして、同法人の平成29事業年度における業務実績の評価がまとまったことから、地方独立行政法人法第28条第5項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第6号は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の事業経営状況についてでありまして、同法人の平成29年度の事業経営状況及び平成30年度の事業計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第7号は、私債権等の放棄についてでありまして、旭市私債権等管理条例に基づき、平成29年度の私債権等の放棄について、議会に報告するものであります。

次に、この機会に市政の近況についてご報告いたします。

はじめに、農業について申し上げます。

水田農業については、需要に即した米づくりを進めるため、飼料用米への転換を推進してまいりました。この結果、取り組み人数は、昨年度に比べやや減少したものの、取り組み面積は昨年並みの約446ヘクタールとなりました。

園芸農業については、県の補助事業であります「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業を活用し、安定生産や品質向上を図るための施設整備や省力機械の導入について取り組む農家に対し、支援を行っているところであります。

次に、産業まつりについて申し上げます。

11月11日、海上コミュニティ運動公園において旭市産業まつりを開催いたします。市内外から大勢の方にご来場いただき、秋の一日を楽しんでいただくとともに、市内の農水産物・商工業製品を中心とした地元特産物の販売・PRを行う場にしたいと考えております。

次に、商業振興について申し上げます。

プレミアム付共通商品券については7月1日、2日の2日間にわたって販売され、1セッ

ト1万1,000円相当を7,000セット、総額7,700万円分を完売しました。

また、12月には、さらに1万セット、総額1億1,000万円相当を販売いたします。

商品券の使用期限は6か月間としており、短期間での消費喚起に繋がることを期待するものであります。

次に、労政について申し上げます。

今年度が初めての試みとなります合同就職面接会&会社説明会が、旭市雇用対策協議会とハローワーク銚子の共催により、6月22日に開催されました。参加企業16社に対して47名の参加があり、今後の企業の人手不足解消と求職者への支援に繋がるものと期待しております。

また、旭市雇用対策協議会が開催した合同企業説明会の継続事業として、企業訪問が実施され、近隣の高校生35名が、合同企業説明会に参加した企業10社を訪問して、社内見学や実際の業務について体験しました。

市としても、総合戦略の基本目標の1つである「魅力ある雇用を創出し、安心して働けるまちづくり」の実現と若者定住の一助になることを期待しております。

次に、夏期観光について申し上げます。

矢指ヶ浦、飯岡の両海水浴場と市営海浜プールについては、夏休み期間を中心に44日間にわたり開設し、事故もなく無事終了することができました。

夏期イベントについては、飯岡海岸に会場を移したあさひ砂の彫刻美術展をはじめ、サマーフェスタ in 矢指ヶ浦、今回30回を迎えた旭市いいおかYOU・遊フェスティバル、旭市七夕市民まつり、矢指ヶ浦復興イベントが行われました。

今年は、台風や悪天候の影響により、プログラムの内容を一部変更して開催することが多く、入込み数が伸び悩む結果となりましたが、訪れた多くのお客様には、旭の夏を楽しんでいただけたものと思っております。

これらの事業運営にご協力をいただきました、各イベント実行委員会、観光物産協会など関係機関の皆様には、心から感謝を申し上げる次第であります。

また、先日、日本財団と一般社団法人日本ロマンチスト協会から、飯岡灯台が恋する灯台に、旭市が恋する灯台のまちに認定されました。

これは、灯台をロマンスの聖地と位置づけて観光資源とし、地域活性化につなげようとする取り組みで、全国で42基の灯台が認定されており、千葉県内では飯岡灯台が初めてとなります。飯岡灯台と隣接する上永井公園は、すでに市を代表する観光資源であります。この認定を機会にさらに市外の方にも訪れてもらえるよう、PRしてまいります。

次に、体育振興について申し上げます。

2020東京オリンピック・パラリンピック聖火リレーのルートについては、7月4日に、旭市・銚子市・匝瑳市・山武市・横芝光町の4市1町により、当地域が聖火リレーのルートとなるよう、県に要望してまいりました。

県東部の4市1町は、国の進めるホストタウン登録や県が推進する「おもてなしCHIBAプロジェクトin九十九里・外房～ビーチ・クリーン・キャンペーン東京2020～」などに賛同・協力をしてきたところであります。

当地域を聖火リレーが通ることによって、地域の活性化、観光客の誘致、自然環境の保全が図られ、東日本大震災の被災者も勇気づけられるものと考えております。

未来（あした）への道1000km縦断リレー2018については、青森から東京まで、東日本大震災の被災地をランニングと自転車をつなぐリレーにより、震災の記憶の風化を防ぐとともに人々の絆を深めることを目的として行われ、今回で第6回目となります。8月5日、6日に旭市をゴール及びスタート地点として通過いたしました。ゴール式後のウェルカム交流イベントにおいては、ゲストランナーとの交流を図るとともに、特産の飯岡貴味メロンの無料配布を行うなど、旭市をPRいたしました。

千葉県中学校卓球大会については、8月19日に総合体育館において開催され、145チーム、49校が参加し、約1,000人の選手による熱戦が繰り広げられました。

世界ジュニア卓球選手権大会男女日本代表選手選考会については、今年は第1次選考会から総合体育館で実施され、8月28日から31日の4日間で18歳以下のランキング上位選手や各全国大会上位の選手、男女各32名が参加いたしました。

また、今月14日から16日には、最終選考会が総合体育館で開催され、優勝者の男女各1名に、世界ジュニア卓球選手権大会への出場権が与えられます。

第9回旭市民体育祭については、10月7日に東総運動場において開催いたします。採点種目やオープン種目のほか、小学生の吹奏楽や郷土芸能など、多くの市民が参加し楽しむことで、一体感が高まるような大会にしてまいります。

次に、子育て支援について申し上げます。

本市の教育・保育・子育て支援の充実を図るための旭市子ども・子育て支援事業計画が来年度に計画期間を終えることから、第2期計画の策定に向けた子育てに関するニーズ調査を、年内に実施する予定であります。調査については、旭市に住民登録がある小学生以下のお子さんのいる全世帯へアンケート用紙を郵送いたします。子育てに関する生活実態や市へのご

意見・ご要望等を把握し、計画に反映させたいと考えております。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

第二中学校の屋内運動場防災機能強化工事については、5月末に着工し、平成31年1月の完成を目指して、順調に進捗しております。

次に、文化振興について申し上げます。

第14回旭市民音楽祭については、市民参加型事業として、8月5日に東総文化会館を会場に17団体、225名の参加により開催いたしました。嚶鳴小学校と三川小学校による吹奏楽やコーラス、ピアノ、ロックの演奏なども披露され、会場から盛大な拍手が送られました。

また、第13回あさひのまつりについては、10月14日に東総文化会館で開催いたします。今年も9団体166名が参加する予定でありますので、皆様のご来場をお待ちしております。

次に、交流事業について申し上げます。

農業交流事業については、今年も7月30日から8月3日までの5日間、ジェフユナイテッド市原・千葉レディース所属の中学生の選手13名が、市内の農家4軒に宿泊しながら、農作業を体験しました。

また、旭スポーツの森公園においてサッカー教室を開催し、市内スポーツ少年団等との交流を行いました。受入れ農家と関係団体の皆様に改めてお礼申し上げます。

旭市・茅野市児童交流事業については、7月31日から8月2日までの3日間、市内小学生33名が姉妹都市の茅野市を訪問し、児童との交流を深めました。

沖縄交流事業については、合併後13回目を迎え、6月28日から30日までの3日間、市内3小学校から、児童20名が中城小学校を訪問しました。また、中城村からは、11月8日から3日間、18名の児童が旭市を訪れる予定となっております。

これらの事業を通して、文化や歴史、自然体験などの相互理解を深め、豊かな人間性を育むとともに、姉妹都市の一層の友好親善を図ってまいります。

ドイツ交流事業については、7月28日から8月3日までの7日間、デュッセルドルフ市から、卓球技術向上を目指す11歳から16歳までの男女8名の選手とコーチ2名が、本市を訪れました。旭市を含む県内の選抜チームとの交流試合や東京都にある日本のトップレベル競技者用トレーニング施設であるナショナルトレーニングセンターなどでの練習、旭市内観光や書道など、様々な交流が行われました。

次に、旭市イメージアップキャラクター活用事業について申し上げます。

市のイメージアップキャラクター「あさピー」の活動を応援するあさピーサポーターズを

7月に発足し、会員の募集を開始いたしました。

ゆるキャラグランプリでのあさピーの応援や市のイメージアップ・知名度向上を図ることを目的としており、あさピーを通じて、市の魅力や出来事などを、口コミやインターネット等により情報を発信することが主な活動内容となります。8月末現在の会員数は、560名となっております。

また、ゆるキャラの総選挙である「ゆるキャラグランプリ2018」に今年もエントリーをいたしました。あさピーの8月末現在の順位は、全国でのエントリー総数909中第20位、千葉県でのエントリー総数25中第1位であります。

投票期間は11月9日まで。引き続き市民の皆様に投票を呼びかけてまいります。

次に、市道の整備について申し上げます。

旭中央病院アクセス道の整備については、工事予定の1.2キロメートルのうち、総堀線から北側へ355メートルを、今月、入札執行する予定となっております。

飯岡海上連絡道三川蛇園線の整備については、今後、整備を進める飯岡バイパス南側区間において、道路用地となる土地改良事業の創設非農用地が確定したことから、最終的な道路線形などを調整しているところであります。

南堀之内バイパスの整備については、工事予定箇所の発注準備を進めており、未取得地については、引き続き地権者にご協力が得られるようお願いしているところであります。

津波避難道路については、飯岡地域の横根三川線の未取得の用地を、引き続き地権者にご理解とご協力が得られるようお願いしており、旭地域の椎名内西足洗線は、計画どおりに用地取得を進めております。工事については、横根三川線の起点である県道飯岡一宮線付近から北側へ310メートルと、椎名内西足洗線の工事予定620メートルのうち、椎名内地先の290メートルを、今月、入札執行する予定となっております。

次に、排水整備について申し上げます。

蛇園南地区流末排水整備事業については、工事予定の340メートルのうち、280メートルを8月に発注したところであり、引き続き早期完成に向けて努力してまいります。

次に、ごみ処理広域化推進事業について申し上げます。

ごみ処理広域化の推進については、東総地区広域市町村圏事務組合において、銚子市野尻町地区を広域ごみ処理施設、森戸町地区を広域最終処分場の計画地として、事業を進めております。

広域ごみ処理施設については、7月20日に工事を開始し、現在造成工事を行っており、建

設工事については、平成31年1月から始まる予定となっております。

広域最終処分場については、本年度、施設建設に関する入札を予定していることから、現在、入札手続き等の準備を進めております。

今後も広域ごみ処理施設及び広域最終処分場について、計画どおり平成33年3月の完成を目指し、組合及び構成市との連携を図ってまいります。

次に、地区懇談会について申し上げます。

地区懇談会については、市の主要事業や財政状況など、市政の最新の動向について説明し、市民の皆様と直接話し合い、ご意見やご提案をいただくために行うもので、本年度は、10月15日から市内5か所で開催いたします。

この懇談会に、より多くの皆様にご参加いただき、今後の市政の進展に結び付けていきたいと期待するものであります。

次に、防災について申し上げます。

旭市総合防災訓練については、一昨日に、いいおか潮騒ホテル北側グラウンドをメイン会場とし、飯岡地域の住民の皆様をはじめ、関係団体の参加により実施いたしました。

また、昨年同様、かんぼの宿や津波避難タワー、新たに整備した日の出山公園など、沿岸地域の津波避難施設への自主避難訓練も併せて実施いたしました。

今後も、このような実践的な訓練を行うことにより、地域住民の連帯意識の高揚を図り、災害に強い地域づくりを進めてまいります。

次に、コンクリートブロック塀の調査について申し上げます。

6月18日に発生した、大阪府北部を震源とする震度6弱の地震により、小学校のプールのコンクリートブロック塀が倒壊し、通学途中の児童が死亡するという痛ましい事故が発生しました。

この事故を踏まえ、6月下旬に市所有の121施設において緊急調査を実施したところ、現行の建築基準法に不適合なものが小・中学校において10校16か所、その他の施設で8施設8か所あることが判明いたしました。

そのうち道路沿いのブロック塀など危険性の高い9か所について、早急に工事を発注し、撤去・改修を進めているところであります。

また、小・中学校のプールのブロック塀9か所については、現在、危険のないようバリケードを設置しており、今後、撤去・改修を行うための補正予算を、本定例会に計上するものであります。

次に、防犯について申し上げます。

防犯対策の推進として、犯罪の発生が懸念される場所等への防犯カメラの設置と、公用車へのドライブレコーダーの搭載を随時進めてまいりましたが、これらの映像の提供に係る協定を、10月に旭警察署と締結することといたしました。

この協定の締結により、警察署への迅速な映像提供による捜査支援が可能となり、市民のさらなる安全安心の醸成が図られるものと考えております。

次に、新庁舎建設について申し上げます。

現在、各種申請手続き等を含む実施設計業務に取り組んでいるところでありますが、来年10月1日から消費税が10%に引き上げられる予定であることから、現在の税率8%が適用される平成31年3月31日までの建設工事の契約締結に向けて、準備を進めているところであります。

次に、学校跡地利用について申し上げます。

旧海上中学校及び旧飯岡中学校跡地の利活用については、昨年10月に設置した旭市旧中学校跡地利用検討委員会において、協議・検討を行ってまいりました。これまでに5回の会議を開催し、8月30日には、委員長より検討委員会としての意見を取りまとめた報告書を提出していただいたところであります。今後はこの報告書を踏まえ、若者が集まり、にぎわいを取り戻すための観光・交流拠点となるよう、検討してまいりたいと考えております。

次に、生涯活躍のまち構想について申し上げます。

本構想の計画予定地については、千葉県が行う土地改良事業の受益地からの除外に伴う、事業の計画変更について、現在、所定の手続きを行っているところであります。

本構想の実現にあたっては、民間活力を導入することで、より魅力が増すものと考えており、事業主体の公募に関する事項等について検討していただくため、旭市生涯活躍のまち推進協議会を設置いたしました。

協議会の委員には、市議会議長、旭中央病院理事長、商工会長、市民代表、学識経験者等に就任していただき、6月28日に1回目の会議を開催して以来、これまで3回の会議を開催し、検討していただいております。今後も、委員の皆様から多くのご意見をいただきながら、より魅力のある構想とし、実現に向けて取り組んでまいります。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。

詳しくは事務担当者から説明し、また、質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜り

ますようお願い申し上げます。

○議長（島田和雄） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

ここで、11時35分まで休憩いたします。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時35分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第7 議案の補足説明及び報告の説明

○議長（島田和雄） 日程第7、議案の補足説明及び報告の説明。

はじめに、決算議案について説明を求めます。

議案第1号について、財政課長、ご登壇願います。

（財政課長 伊藤憲治 登壇）

○財政課長（伊藤憲治） 議案第1号、平成29年度旭市一般会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

初めに、決算の概要について申し上げますので、お手元にお配りしております平成29年度旭市一般会計歳入歳出決算に関する説明資料をご覧いただきたいと思います。

こちらの資料です。

それでは、資料の1ページをお願いいたします。

1の決算規模ですが、平成29年度一般会計の決算額は、歳入が302億2,967万2,000円で、前年度と比べて26億4,480万9,000円、8.0%の減、歳出が293億3,654万7,000円で、前年度と比べて18億7,734万2,000円、6.0%の減となり、翌年度へ繰り越すべき財源1億2,731万8,000円を差し引いた実質収支は、7億6,580万7,000円となりました。

次に、2ページをお願いいたします。

2の歳入の決算額です。

第2の1表は、歳入の構成比の推移を表したもので、平成29年度の決算では、割合が一番

多いのは地方交付税で29.8%、2番目は市税で25.3%となっております。

続いて、3ページに移りまして、第2の2表は、歳入の主な4項目について決算額の推移を表したものです。

平成29年度は、前年度と比べて、市税は2.7%の増、地方交付税は3.2%の減、国県支出金は12.0%の増、市債については7.6%の減となっております。

それぞれの額は、下の表に記載のとおりです。

次に、4ページをお願いいたします。

3の歳出の決算額ですが、第3の1表は、目的別歳出の決算額の推移を表したものです。

大きい順に申し上げますと、民生費、総務費、衛生費、公債費、教育費、土木費の順となっております。

次に、5ページに移りまして、第3の2表は性質別歳出の構成比です。

人件費、扶助費、公債費を合わせた義務的経費の割合は、46.0%で前年度と比べて2.9ポイント上昇しており、これに、物件費、補助費等、維持補修費を加えた経常的経費の割合は70.9%で、1.7ポイント低下しております。

経常的経費の割合が低下した主な要因は、旭中央病院の地方独立行政法人化に伴う退職手当負担金清算金の減により、補助費等が減少したことによるものです。

また、投資的経費の割合については、畜産競争力強化対策整備事業等により、前年度と比べて1.7ポイント上昇しております。

次に、6ページをお願いいたします。

4の財政の弾力性です。

第4表は経常収支比率の推移を表したもので、平成29年度の経常収支比率は88.8%で、前年度の86.2%と比べて2.6ポイント上昇しています。

次に、7ページに移りまして、5は、将来の財政負担であります。上のグラフ第5の1表は、健全化判断比率の一つで、実質公債費比率の推移を表しています。

平成29年度の決算では8.5%となり、前年度の8.6%と比べて、0.1ポイント改善しております。

なお、グラフにも表示しておりますが、早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%となっており、旭市の数値は、これらの基準を大きく下回っております。

下の第5の2表は、これも健全化判断比率の一つであります将来負担比率の推移を表しています。

これは、一般会計をはじめ、公営企業や一部事務組合、第三セクター等も含めて、旭市が将来負担する実質的な負債の標準財政規模に対する比率であります。

平成28年度に続き、平成29年度も将来の負担額を上回る充当可能財源等が見込まれるため、比率は算出されませんでした。

なお、健全化判断比率につきましては、後ほど報告第3号で説明いたします。

次に、8ページをお願いいたします。

第5の3表は、市債現在高・借入額・償還額の推移を表しています。

市債の現在高は、平成29年度末で273億5,213万8,000円となり、前年度と比べて3億6,611万4,000円減少しています。

次に、9ページに移りまして、第5の4表は、市債現在高と交付税算入見込額を表しています。

平成29年度の棒グラフをご覧ください。

短い方が一般会計のみ、長い方が全会計合わせたものです。初めに、短い方のグラフですが、一般会計の平成29年度末の市債現在高273億5,213万8,000円に対して、交付税算入見込額は239億5,994万円で、その割合は87.6%となっており、市の実質負担額は年々減少しております。

長い方のグラフの全会計では、平成29年度末の市債現在高537億2,155万円に対して、交付税算入見込額は318億9,206万7,000円で、その割合は59.4%となっております。

次に、10ページをお願いいたします。

6は、基金の現在高です。

第6表は、一般会計の基金現在高の推移を表したものです。

平成29年度末における一般会計の基金の総額は177億7,390万3,000円で、前年度と比べて19億8,628万5,000円増加しております。

増の主な要因は、財政調整基金をはじめ公共施設等整備基金、地域振興基金の増によるものであります。

なお、特別会計を含めた全基金の総額は、下の表にありますように、186億9,096万1,000円となっております。

以下、11ページから21ページまでは、昨年と同様に決算のデータを表示してありますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

また、23ページ以降の、主な施策に関する事項は、29年度決算における主な施策の事業概

要を、決算書の掲載ページ順に掲載してあります。これらも、後ほどご覧いただきたいと思
います。

以上で、資料による説明は終わりました、次に決算書によりご説明いたしますので、お手
元に決算書をご用意いただきたいと思います。

それでは、決算書によりご説明いたします。

1 ページから15ページまでは、歳入歳出決算書及び事項別明細書の歳入総括表であります
ので説明は省略して、16ページの歳入から説明いたします。

16ページをお願いいたします。

表の形式が左右の見開きとなっております、これからの説明でページ番号をお示しする
際は、左ページだけで申し上げることが多くなりますが、説明する内容につきましては、右
ページを中心にご覧いただきたいと思います。

なお、各款ごとの平成28年度との差引増減は、先ほど説明いたしました決算に関する説明
資料の12ページに記載してありますので、併せてご覧いただければと思います。

それでは、まず、1 款の市税です。収入済額は76億4,432万5,796円で、前年度比2億373
万7,561円、2.7%の増となっております。

次に、18ページをお願いいたします。

2 款地方譲与税は、収入済額3億2,982万8,000円で、前年度比6万2,000円の減となっ
ております。

3 款利子割交付金は、収入済額1,048万9,000円で、前年度比380万5,000円、56.9%の増と
なっております。

4 款配当割交付金は、収入済額4,034万8,000円で、前年度比1,102万7,000円、37.6%の増
となっております。

5 款株式等譲渡所得割交付金は、収入済額4,720万3,000円で、前年度比2,554万円、
117.9%の増となっております。

20ページをお願いいたします。

6 款地方消費税交付金は、収入済額11億2,708万6,000円で、前年度比3,994万5,000円、
3.7%の増となっております。

7 款自動車取得税交付金は、収入済額1億3,127万9,000円で、前年度比4,319万4,000円、
49.0%の増となっております。

8 款地方特例交付金は、収入済額3,665万2,000円で、前年度比382万円、11.6%の増と

なっております。

9款地方交付税は、収入済額が89億9,624万9,000円で、前年度比2億9,547万7,000円、3.2%の減となっております。

内訳としましては、備考欄の1普通交付税が79億6,695万4,000円で、前年度比3億6,275万円、4.4%の減となっており、減の主な要因は、合併算定替の縮減や地域経済・雇用対策費の減などによるものです。

一方、備考欄の2特別交付税は10億2,929万5,000円で、前年度比6,727万3,000円、7.0%の増となっております。

10款交通安全対策特別交付金は、収入済額952万3,000円で、前年度比67万円、6.6%の減となっております。

22ページをお願いいたします。

11款分担金及び負担金は、収入済額3億8,130万8,081円で、前年度比2,463万2,140円、6.1%の減となっており、減の主な要因は、第3子以降の学校給食費を無料化したことによるものです。

12款使用料及び手数料は、収入済額6億5,974万3,013円で、前年度比13万2,059円の増となっております。

少し飛びまして、26ページをお願いいたします。下のほうになります。

13款国庫支出金は、収入済額29億1,354万5,712円で、前年度比1億1,623万7,859円、3.8%の減となっております。

また少し飛びますが、30ページをお願いいたします。下の方になります。

14款県支出金は、収入済額24億5,950万2,882円で、前年度比6億9,353万2,833円、39.3%の増となっております。

また、少し飛びまして、36ページをお願いいたします。下の方になります。

15款財産収入は、収入済額4,703万7,108円で、前年度比137万2,977円、2.8%の減となっております。

38ページをお願いいたします。一番下になります。

16款寄附金は、収入済額3,332万7,398円で、前年度比1,462万8,769円、78.2%の増となっております。

40ページをお願いいたします。

17款繰入金は、収入済額3億8,890万1,120円で、前年度比7,182万877円、22.7%の増と

なっております。

増の主な要因ですが、2項1目の庁舎整備基金繰入金を繰り入れたことなどによるものです。

42ページをお願いいたします。

18款繰越金は16億6,059万1,714円、前年度比11億4,712万557円、40.9%の減となっております。

19款諸収入は、収入済額10億1,213万1,658円で、前年度比19億8,211万9,898円の大幅な減となっております。

減の主な要因は、前年度には、旭中央病院の地方独立行政法人化に伴う千葉県総合事務組合からの退職手当負担金清算金20億5,819万3,000円があったことによるものです。

次に、46ページをお願いいたします。

20款市債は、収入済額23億60万円で、前年度比1億8,830万円、7.6%の減となっております。

以上で歳入の説明を終わりました、続いて歳出について款ごとに、主な事業をご説明いたします。

なお、歳入と同様、平成28年度との差引増減は、決算に関する説明資料の14ページに記載してありますので、併せてご覧いただきたいと思っております。

それでは、決算書の50ページをお願いいたします。

1款議会費は、支出済額2億3,059万3,983円で、前年度比662万9,105円、2.8%の減となっております。

次に、52ページをお願いいたします。一番下になります。

2款総務費は、支出済額54億9,587万679円、前年度比3,994万8,262円、0.7%の減となっております。

翌年度繰越額は、継続費の4,011万5,784円で、内容は新庁舎建設事業です。

少し飛びまして、63ページをお願いいたします。

1項1目一般管理費の備考欄9公共施設等整備基金積立金5億18万4,109円は、平成28年度に続いて、積み立てを行ったものです。

少し飛びまして、73ページをお願いいたします。

上の段の、6目財産管理費の備考欄2財政調整基金積立金は、平成28年度の剰余金など、8億1,156万9,614円を積み立てたものであります。

次に79ページをお願いいたします。

7目企画費の備考欄9ふるさと応援基金積立金3,232万9,165円は、前年度比1,384万3,694円、74.9%の増となっております。

次に87ページをお願いいたします。やはり上の段です。

10目地域振興費の備考欄8地域振興基金積立金9億2,877万5,278円は、合併特例債のソフト分の枠を限度額まで活用し、積み増しを行ったものです。

その下、11目庁舎建設費の備考欄1新庁舎建設事業5,484万5,116円は、新庁舎建設に向けた基本設計図書の作成を行ったものです。

なお、総務費に係る主要事業は、先ほどの決算に関する説明資料の23ページから28ページに記載してありますので、後ほどご覧いただきたいと思えます。

次に、少し飛びまして、110ページをお願いいたします。

3款民生費は、支出済額86億3,518万3,571円で、前年度比1億5,886万663円、1.8%の減となっております。

翌年度繰越額は、繰越明許費の1億4,850万9,000円で、内容は、地域密着型サービス拠点等整備事業です。

少し飛びまして、117ページをお願いいたします。

1項1目社会福祉総務費の備考欄11臨時福祉給付金給付事業、繰越明許1億5,154万9,929円は、国の消費税増税に伴う低所得者対策として実施されたものです。

少し飛びまして、125ページをお願いいたします。

2目障害者福祉費の備考欄10自立支援給付事業11億7,257万7,394円は、障害者の日常生活を支援するため、介護給付や訓練等給付などを行ったものです。

また、少し飛びまして、141ページをお願いいたします。

3項1目児童福祉総務費の備考欄16民間教育・保育施設改築等事業9,012万4,000円は、民間の保育施設の改築事業に対して補助金を交付したものです。

なお、民生費に係る主要事業は、説明資料の29ページから40ページに記載しております。

次に、少し飛びまして、152ページをお願いいたします。下になります。

4款衛生費は、支出済額41億9,926万4,433円で、前年度比18億2,849万5,242円の大幅な減となっております。

これは、少し飛びまして、163ページをお願いいたします。163ページの上の段です。

1項1目保健衛生総務費の備考欄11の旭中央病院負担金で、前年度にあった千葉県総合事

務組合からの退職手当負担金清算金20億5,819万3,000円の減によるものです。

なお、衛生費に係る主要事業は、説明資料の41ページから48ページに記載しております。

次に、飛びまして、186ページをお願いいたします。中段になります。

5款労働費は、支出済額167万4,065円で、前年度比6万9,584円、4.3%の増となっております。

次に、同じ186ページの下になります。

6款農林水産業費は、支出済額16億3,835万2,023円、前年度比6億9,389万5,494円、73.5%の増となっております。

翌年度繰越額は、繰越明許費の9億1,174万9,000円で、内容は、畜産競争力強化対策整備事業と農業基盤整備事業の2件です。

少し飛びまして、201ページをお願いいたします。201ページの上の段になります。

1項3目農業振興費の備考欄19産地パワーアップ事業、繰越明許2億4,127万5,000円は、ちばみどり農業協同組合の集出荷場整備に対する補助金であります。

203ページをお願いいたします。一番上になります。

4目畜産振興費の備考欄4畜産競争力強化対策整備事業は、備考欄5の繰越明許分と合わせて5億9,023万8,000円で、前年度比4億2,218万2,000円の増となっております。事業の内容は、畜産農家の収益力や生産基盤を強化するために必要な施設整備に対する補助金であります。

なお、農林水産業費に係る主要事業は、説明資料の49ページから55ページに記載しております。

次に、少し飛びまして、210ページをお願いいたします。

7款商工費は、支出済額3億7,634万6,410円、前年度比878万8,168円、2.4%の増となっております。

増の要因ですが、少し飛びまして、219ページをお願いいたします。

1項3目観光費の備考欄2観光資源創出プロモーション事業が1,512万1,415円で、前年度比658万5,039円の増となっております。これは主に、昨年7月に全国公開されたアニメ映画「打ち上げ花火、下から見るか？横から見るか？」に連動した市の観光PRを行ったものです。

なお、商工費に係る主要事業は、説明資料の56ページから58ページに記載しております。

次に、また少し飛びまして224ページをお願いいたします。

8款土木費は、支出済額19億8,463万1,947円、前年度比3億9,558万7,047円、16.6%の減となっております。

翌年度繰越額は、繰越明許費が2億3,578万円、事故繰越しが729万円となっております。

繰越明許に係る事業は4件で、道路新設改良事業、冠水対策排水整備事業、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業、及び震災復興・津波避難道路整備事業です。また、事故繰越しに係る事業は、道路維持補修事業の1件であります。

少し飛びまして、233ページをお願いいたします。

2項3目道路新設改良費の備考欄5旭中央病院アクセス道整備事業は、備考欄6の事故繰越し分と併せて1億2,019万3,380円、前年度比2億16万8,391円の減となっております。

この事業に限らず道路関係の事業につきましては、用地買収の進捗が決算額の増減に影響しております、

なお、土木費に係る主要事業は、説明資料の59ページから66ページに記載しております。

次に、また少し飛びまして、248ページをお願いいたします。下の方になります。

9款消防費は、支出済額11億9,608万6,084円、前年度比2億9,396万1,471円、19.7%の減となっております。

翌年度繰越額は、繰越明許費の8,463万円で、内容は、津波避難施設整備事業です。

少し飛びまして、257ページをお願いいたします。

1項2目非常備消防費の備考欄5消防庫整備事業1,728万3,780円は、消防庫の改築を1棟と、解体工事を2棟行ったものです。

その下、備考欄6消防団車両整備事業2,321万5,020円は、小型動力ポンプ付積載車3台を更新したものです。

なお、消防費に係る主要事業は、説明資料の67ページから69ページに記載しております。

次に、260ページをお願いいたします。下のほうになります。

10款教育費は、支出済額27億1,227万8,472円、前年度比3億3,679万4,918円、14.2%の増となっております。

増の主な要因としては、少し飛びまして、283ページをお願いいたします。上のほうです。

3項1目学校管理費の備考欄5中学校大規模改造事業、繰越明許費4億8,244万3,000円の支出があったため、内容は、第一中学校校舎の大規模改造工事と干潟中学校屋内運動場の防災機能強化工事であります。

なお、教育費に係る主要事業は、説明資料の70ページから76ページに記載しております。

次に、また大きく飛びまして、336ページをお願いいたします。

11款災害復旧費は、今年度の支出はありませんでした。

次に338ページをお願いいたします。下のほうになります。

12款公債費は、支出済額28億5,410万8,013円で、前年度比1,495万3,794円、0.5%の減となっております。

最後に340ページをお願いいたします。

13款諸支出金は、支出済額1,215万7,000円、前年度比1億6,751万5,000円、93.2%の大幅な減で、減の主な要因は、海上配水場の増池工事に係る水道事業会計への出資金が減少したことに加え、それを翌年度に繰り越したことによるものです。

以上で議案第1号、平成29年度旭市一般会計決算についての補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 9分

再開 午後 1時10分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の補足説明を求めます。

議案第2号について企画政策課長、登壇してください。

（企画政策課長 阿曾博通 登壇）

○企画政策課長（阿曾博通） 議案第2号、平成29年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

本会計につきましては、旭中央病院が平成28年度から地方独立行政法人への移行に伴い、病院事業債の借入れ及び償還については市を経由する必要があるため設置した特別会計です。

決算書343ページをお願いいたします。

歳入歳出予算額24億4,900万円に対しまして、歳入及び歳出の決算額は24億4,699万1,372円となりました。歳入歳出決算の内訳につきましては、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

352ページをお願いします。

1款1項1目貸付金元利収入は、収入済額22億4,699万1,372円です。これは、病院事業債の元利償還分として、地方独立行政法人から本特別会計に納められたものです。

2款1項1目病院債は、収入済額2億円です。これは、旭中央病院が医療機器等の購入のため必要な財源として、市が新たに借り入れたものです。

356ページをお願いいたします。

歳出になります。

1款1項1目貸付金は、支出済額2億円です。これは、法人への貸付金で、市が借り入れた病院事業債をそのまま法人に貸し付けたものです。

2款公債費は、支出済額22億4,699万1,372円です。

1項1目元金は、支出済額17億9,472万8,775円です。

2目利子は、支出済額4億5,226万2,597円です。これらは、支出済額借入金の元金及び利子支払費で、歳入で収入されました貸付金元利収入をそのまま償還に充てるものです。

358ページをお願いします。

実質収支に関する調書は、歳入歳出それぞれ24億4,699万1,000円です。

平成29年度末の地方債残高ですが、平成29年度旭市病院事業債管理特別会計歳入歳出決算に関する説明資料をお願いします。

2、病院事業債現在高、表の右下、219億3,108万7,734円となりました。

以上で、議案第2号の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 企画政策課長の補足説明は終わりました。

議案第3号、議案第4号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 遠藤茂樹 登壇）

○保険年金課長（遠藤茂樹） 議案第3号、平成29年度旭市国民健康保険事業特別会計決算について補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入る前に、平成29年度の事業の状況について申し上げます。

年間平均の国保世帯数は1万1,764世帯で、前年度と比べ562世帯、4.6%減少し、被保険者数は2万1,949人で、前年度と比べ1,578人、6.7%減少しております。

なお、平成30年度以降、国保は県が財政の運営を担う広域化へと移行いたしましたので、旧制度による決算は今回が最後となりますので、よろしく願いいたします。

それでは、決算書によりご説明いたします。

359ページをお開きください。

事業勘定の歳入決算額は102億6,853万3,333円で、前年度比3.3%の減となり、歳出決算額は98億2,209万4,635円で、前年度比3.5%の減となりました。

飛びまして、368ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額4億4,643万8,698円のうち、2億3,000万円を財政調整基金へ積み立てまして、残額2億1,643万8,698円を次年度へ繰り越すものでございます。

決算内容の主なものにつきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

378ページをお願いいたします。

初めに、歳入になります。

1款国民健康保険税の収入済額は23億3,676万3,381円、前年度比3.8%の減であります。収納率は75.3%、前年度と比較しまして2.95ポイント上昇しております。また、不納欠損額は2億674万4,124円、収入未済額は5億6,023万6,240円となっております。

380ページ中段をお願いいたします。

4款国庫支出金は20億7,494万465円、前年度比14.5%の減となりました。主な要因は、被保険者数に比例しまして医療費が減少したことによるものです。なお、平成30年度の国庫支出金は、過年度の追加交付分を除きまして県の歳入となっております。

382ページをお願いします。

5款療養給付費等交付金は、65歳未満の方のうち、退職被保険者の医療費に対する交付金で、収入済額は1億6,313万8,817円、前年度比15.8%の増であります。増加要因は、前々年度の平成27年度精算分が増加したためでございます。こちらも、平成30年度からは県の歳入となりました。

6款前期高齢者交付金は、65歳以上75歳未満の加入率が高い場合に交付されます。収入済額は19億2,081万3,679円、前年度比36.5%の増であります。増加要因は、こちらも前々年度精算の増と、前期高齢者の加入割合が高くなったということによるものです。同じく30年度からは県の歳入となっております。

7款県支出金は6億2,742万8,296円、前年度比6.4%の減であります。県支出金は大幅改正となり、医療に係る歳出が全額交付されるようになりますので、30年度からは大きく増額となります。

384ページをお願いします。

8款共同事業交付金は、県内市町村の共同事業でありまして、22億4,141万5,564円、前年

度比10.5%の減であります。要因は、被保険者数に比例し医療費が減少したためでございます。なお、30年度からは県が財政運営主体となるため、共同事業は廃止となりました。

10款繰入金は5億9,784万4,855円、前年度比30.3%の減であります。減少要因は、当初計上していましたがその他一般会計繰り入れを実施せずに予算執行が行えたためでございます。

386ページをお願いいたします。

11款繰越金は2億1,849万4,899円、12款諸収入は8,744万7,805円で、主なものは、保険税に係る延滞金や、後期高齢者に対する特定健診の受託収入などがございます。

続きまして、歳出になります。

392ページをお願いいたします。

1款総務費の支出済額は4,367万794円、前年度比16.3%の増であります。増加要因は、広域化対応の電算システム改修によるものでございます。

394ページをお願いします。

2款保険給付費は53億9,253万77円、前年度比3.5%の減であります。主な要因は、被保険者数に比例し医療費が減少したためでございます。新制度におきましては、医療費の増加に対しましても全額県より交付されることとなります。

398ページをお願いします。下段になります。

3款後期高齢者支援金は12億2,565万7,939円、前年度比4.3%の減であります。なお、30年度からは県が支出することとなりました。

400ページをお願いします。

4款前期高齢者納付金は460万8,621円であります。これは、前期高齢者交付金を受けるかわりに、負担調整額を納めるものでございます。こちらも、30年度からは県の支出となります。

下段になります。

6款介護納付金は5億5,071万1,831円、前年度比5.5%の減であります。こちらも同様に、30年度からは県の支出となります。

402ページをお願いします。

7款共同事業拠出金は23億3,670万6,969円、前年度比7.6%の減であります。30年度からは、共同事業は廃止となっております。

8款保健事業費は1億1,869万4,676円で、主な事業は特定健診や人間ドックの費用などがございます。

406ページをお願いします。

11款諸支出金は1億4,937万9,400円で、前年度に比べ大幅に上昇しております。これは、精算による国への返還金が増加したためでございます。

恐れ入りますが、369ページへお戻りください。

次に、施設勘定、滝郷診療所の決算についてご説明申し上げます。

歳入決算額は8,798万317円で、前年度比2.0%の増となり、歳出決算額は8,092万9,486円で、前年度比0.8%の増となりました。

374ページをお願いします。

歳入歳出差引残額705万831円のうち、400万円を財政調整基金へ積み立て、残額305万831円を次年度へ繰り越すものであります。

決算内容の主なものにつきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

飛びまして、414ページをお願いします。

歳入になります。

1款診療収入の収入済額は7,226万9,033円、前年度比3.1%の増となっております。受診者の増によるものです。

416ページ中段をお願いします。

6款繰入金は1,239万4,000円、7款繰越金は290万6,117円であります。

8款諸収入は32万4,770円で、主な内容は、介護保険の意見書料などがございます。

続いて、歳出になります。

422ページをお願いします。

1款総務費の支出済額は4,489万1,610円、前年度比0.1%の増であります。

424ページをお願いします。下段になります。

2款医業費は3,581万9,651円、前年度比2.5%の増であります。

以上で、議案第3号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第4号、平成29年度旭市後期高齢者医療特別会計決算について補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入る前に、平成29年度の被保険者数について申し上げます。

後期高齢者医療の年間平均被保険者数は9,383人で、前年度比76人、0.8%ほど増加しております。今後も増加が継続するものと思われまます。

それでは、決算書によりご説明いたします。

431ページをお開きください。

歳入決算額は5億8,251万7,725円で、前年度比4.3%の増となり、歳出決算額は5億7,114万7,301円で、前年度比5.3%の増となりました。

436ページをお願いします。

歳入歳出差引残額1,137万424円は、平成30年度へ繰り越すものであります。

決算内容の主なものにつきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

440ページをお願いします。

歳入になります。

1款保険料の収入済額は4億284万1,600円で、前年度比6.8%の増となりました。収納率は99.5%であります。不納欠損額は31万6,700円、収入未済額は248万7,100円となっております。

2款繰入金は1億6,021万3,424円で、徴収事務に係る経費と保険料の軽減分に対する県・市負担分を繰り入れたものであります。

3款繰越金は1,624万9,396円、4款諸収入は321万3,305円で、前年度比87.8%の増となっております。保険料還付金収入の増加によるものです。

続きまして、歳出になります。

446ページをお願いいたします。

1款総務費の支出済額は1,476万1,977円、前年度比3.7%の増となっております。

2款広域連合納付金は5億5,451万1,424円、前年度比5%の増となりました。これは、徴収した保険料と保険料軽減分の繰入額を納付するもので、増加要因は被保険者数の増によるものです。

448ページをお願いします。

3款諸支出金は187万3,900円で、歳入でご説明いたしました保険料の還付金でございます。

以上で、議案第4号の補足説明を終わりとさせていただきます。

○議長（島田和雄） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第5号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 浪川恭房 登壇）

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 議案第5号、平成29年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、平成29年度末における介護保険の状況についてご説明いた

します。

お手元の決算に関する説明資料をお願いいたします。

1 ページをお願いいたします。

1 番の高齢者人口等でございますが、この資料は平成30年3月末の状況を、第6期介護保険事業計画及び前年度の状況と比較したものとなっております。

上から2行目のB欄をご覧ください。

65歳以上の第1号被保険者数は1万9,292人で、前年度比258人の増となり、伸び率は1.4%となりました。

3行下になります。

65歳以上の人口比率、いわゆる高齢化率は29.2%で、前年度比0.7ポイントの増となりました。

要介護認定者数は2,948人で、前年度比59人の増、伸び率は2.0%となりました。

一番下の欄になりますが、第1号被保険者に占める割合は14.7%で、前年度比0.1ポイントの増となりました。

以下、2番は介護度別認定者数、次に2ページへ移りまして、3番、介護保険料、4番、所得段階別第1号被保険者数、続いて3ページになります。5番、保険料納付状況、6番、保険給付費のサービス別支出状況となっております、記載のとおりでございます。後ほどご覧いただきたいと思えます。

それでは、ここからは決算書をご用意ください。

決算の内容につきましては、前年度と比較しながら主なものをご説明いたします。

451ページを、お願いいたします。

歳入歳出予算額50億2,500万円に対しまして、歳入の決算額は49億2,828万8,646円で、前年度と比較しまして2.4%の増となりました。

歳出の決算額は48億5,168万9,976円で、前年度と比較しまして3.4%の増となり、歳入歳出の差引残額は7,659万8,670円となりました。

次の452ページから456ページの歳入歳出決算の内容につきましては、457ページからの事項別明細の中でご説明いたします。

続いて、458ページと459ページは、歳入の総括表ですので説明を省略いたしまして、460ページの歳入から順を追ってご説明いたします。

それでは、460ページをお願いいたします。

1 款保険料の収入済額は10億1,168万1,578円で、前年度と比較して1.9%の増となりました。収納率は96.0%で、前年度と同率となっております。

1 項 1 目第 1 号被保険者保険料、1 節現年度分特別徴収保険料の収入済額は 9 億1,587万1,000円となります。

2 節現年度分普通徴収保険料の収入済額は8,987万8,500円となります。

3 節過年度分普通徴収保険料の収入済額は593万2,078円となります。

2 款国庫支出金の収入済額は11億529万8,723円で、前年度と比較しまして27万798円の微増となりました。内容としましては、介護給付費負担金、調整交付金及び地域支援事業交付金のそれぞれのルール分となります。

3 款支払基金交付金の収入済額は12億8,646万1,127円で、前年度と比較しまして1.2%の増となりました。この内容としましては、第 2 号被保険者の介護納付金に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、介護給付費交付金と地域支援事業支援交付金のルール分となります。

462ページをお願いいたします。

4 款県支出金の収入済額は 7 億384万5,373円で、前年度と比較しまして0.5%の増となりました。この内容は、介護給付費負担金と地域支援事業交付金のルール分となります。

6 款繰入金は、1 項の一般会計からの介護給付費繰入金、地域支援事業繰入金、介護保険事務費繰入金及び低所得者保険料軽減繰入金並びに 2 項 1 目の介護保険給付費準備基金からの繰入金でありまして、6 億9,462万6,000円の収入済額は、前年度と比較しまして4.5%の増となりました。

464ページをお願いいたします。

7 款繰越金の収入済額は 1 億2,014万6,020円で、前年度からの繰越金となります。

8 款諸収入の収入済額は617万4,180円で、内訳といたしましては、延滞金が5,400円、第三者納付金が53万437円で地域支援事業利用収入が546万9,900円、雑入が16万8,443円で、備考欄記載のとおりとなります。

以上で、歳入関係の説明を終わります。

次の466ページと467ページは歳出の総括表ですので、説明は省略いたしまして、468ページの歳出から順を追ってご説明いたします。

それでは、468ページをお願いいたします。

1 款総務費の支出済額は5,758万4,598円で、主な経費は介護保険関係事務費、介護保険料

賦課徴収に係る経費及び認定審査会、認定調査費等でございます。

470ページをお願いいたします。

3項1目介護認定審査会費は、審査会に係る経費2,603万638円で、審査回数は115回、審査件数は3,374件でした。

2目認定調査費は、認定調査に係る経費1,368万8,474円で、調査件数は3,509件でした。

472ページをお願いいたします。

2款保険給付費の支出済額は44億7,136万7,903円で、前年度比5,598万1,968円の増で、伸び率1.3%となりました。保険給付の月平均利用者数は、居宅サービスが1,641人、地域密着型サービスが530人、施設サービスが636人で、合わせて2,807人となりました。

1項介護サービス等諸費は、要介護者の保険給付費で、主なものは、1目居宅介護サービス給付費が14億2,270万2,198円の支出済額となりました。

2目地域密着型介護サービス給付費は5億9,749万7,349円で、原則として旭市民が利用できるサービスで、認知症高齢者グループホームや地域密着型通所介護等が該当いたします。

474ページをお願いいたします。

3目施設介護サービス給付費は18億3,152万4,197円で、月平均の施設入所者数は636人でした。

6目居宅介護サービス計画給付費は2億4,704万4,769円で、ケアプラン作成費となります。

2項介護予防サービス等諸費は3,632万9,322円で、これは要支援者の保険給付費となります。

476ページをお願いいたします。一番下になります。

3項1目審査支払手数料は341万8,950円で、これは国保連合会の介護給付費に係る審査支払手数料で、対象件数は6万8,379件でした。

次に、478ページをお願いいたします。

4項高額介護サービス等費は8,542万5,732円で、これは利用者負担が高額になった時に支給するもので、対象件数は8,167件でした。

480ページをお願いいたします。

6項特定入所者介護サービス等費は2億2,094万2,740円で、これは低所得者対策としての補足給付に係るもので、月平均利用者数は515人となりました。

482ページをお願いいたします。

4款基金積立金の支出済額は3,422万7,358円でした。これは前年度剰余金等と利子分を積

み立てたもので、平成29年度末の介護保険給付費準備基金の残高は2億2,372万2,553円となりました。

5款地域支援事業費の支出済額は1億9,685万8,387円となりました。

1項1目介護予防・生活支援サービス事業費の支出済額は1億1,200万3,525円となりますが、これは平成28年3月からの介護予防・日常生活支援総合事業の開始により、要支援者等の保険給付費から移行したものととなります。

次に、486ページをお願いいたします。

3項1目包括的支援事業費の支出済額は3,650万9,487円で、この事業の主なものは、備考欄2番総合相談・支援事業の13節委託料500万円で、市内五つの事業所に在宅介護支援センター事業を委託したものでございます。

488ページをお願いいたします。下段になります。

4項1目任意事業費の支出済額は2,501万2,001円で、主なものとしましては、備考欄記載のとおり、1番、家族介護用品給付事業、次に、491ページにいきまして、3番、配食サービス事業、4番、介護給付費適正化事業等となります。

492ページをお願いいたします。中段になります。

6款諸支出金の支出済額は9,165万1,730円で、主なものとしましては、1項2目償還金9,047万435円で、平成28年度保険給付費の精算による国・県、支払基金及び一般会計への返還金となります。

以上で、歳出関係の説明を終わります。

494ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書は、記載のとおりとなりますので、詳細の説明は割愛させていただきます。

以上で、議案第5号の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第6号について、下水道課長、登壇してください。

（下水道課長 高野和彦 登壇）

○下水道課長（高野和彦） 議案第6号、平成29年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、公共下水道事業の状況についてご説明申し上げます。

お手元の決算に関する説明資料をお願いいたします。

2ページをお願いいたします。

表の一番上、下水道の状況です。平成29年度の普及率は、行政区域内人口B 6万6,156人に対して、処理区域内人口A 6,405人で9.7%となっており、前年度比0.1ポイント増となっております。また、水洗化率は、処理区域内人口A 6,405人に対して、使用人口C 4,309人で67.3%、前年度比1.7ポイント増となっております。

それでは、決算書によりご説明申し上げます。

決算書の495ページをお願いいたします。

平成29年度旭市下水道事業特別会計の決算額は、歳入6億1,165万4,178円、歳出5億3,778万8,426円で、歳入歳出差引残額は、500ページでございますが、7,386万5,752円となりました。

歳入歳出の決算額の主な内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。504ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款分担金及び負担金は、受益者負担金で、収入済額909万1,600円でございます。なお、収納率は41.3%で、前年度比21.6%減となりました。

2款使用料及び手数料は、主に1項1目下水道使用料で、収入済額1億166万6,716円、収納率は99.0%で、前年比0.1ポイント増となっております。

3款国庫支出金は893万7,000円で、平成29年度から平成30年度で策定する公共下水道ストックマネジメント計画策定に係る補助金であり、補助率は2分の1です。

5款繰入金は3億9,400万7,000円で、全体事業費から使用料等の特定財源を差し引いた不足額を一般会計から繰り入れたものでございます。

6款繰越金は7,365万6,571円で、前年度繰越金でございます。

506ページをお願いいたします。

8款市債は2,370万円でありまして、下水道事業に係る地方債でございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

510ページをお開きください。

1款総務費の支出済額は8,241万7,983円で、公共下水道事業に係る人件費及び事務経費でございます。

512ページをお願いいたします。

2 款事業費は、支出済額 1 億4,478万1,948円でございます。

1 項管理費は 1 億2,259万6,432円で、主なものは、備考欄 1、13節委託料の運転業務委託料、汚泥等運搬処理業務委託料等で施設維持管理に係る経費でございます。

不用額の3,073万9,568円の主な内容といたしましては、運転業務委託料の入札執行残や光熱水費が少なかったこと等によるものでございます。

514ページをお願いいたします。

2 項の工事費は、支出済額2,218万5,516円でございます。主な内容といたしましては、13節委託料、調査・設計委託料で、公共下水道ストックマネジメント実施方針策定支援業務委託に1,787万4,000円、15節工事請負費は、公共ますを設置していない土地の宅地化に伴う公共ますの設置に406万800円でございます。

3 款公債費は 3 億1,058万8,495円でありまして、起債借入金の償還金でございます。内訳といたしましては、元金支払費が 2 億3,749万9,975円、利子支払費7,308万8,520円でございます。

最後に、518ページをお願いいたします。

実質収支に係る調書であり、記載のとおりでございます。

以上で、議案第 6 号の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第 7 号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 宮内敏之 登壇）

○農水産課長（宮内敏之） それでは、議案第 7 号、平成29年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、農業集落排水事業の普及状況について説明をさせていただきます。

資料は、お手元の農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算に関する説明資料になりますので、よろしくをお願いいたします。

資料の 2 ページをご覧ください。

1 の普及状況ですが、一番上の表は江ヶ崎地区と琴田地区を合わせたもので、平成29年度の処理区域内人口は、定住人口と流入人口を合わせたもので1,969人となりました。本年 3 月末の使用人口は1,458人で、普及率は74.1%になっております。

それでは、決算書についてご説明申し上げますので、決算書の519ページをお願いいたし

ます。

平成29年度決算ですが、歳入歳出予算額 1 億5,200万円に対しまして、歳入決算額は 1 億323万3,987円で、執行率は67.9%となりました。歳出決算額につきましては9,070万9,089円で、執行率は59.7%となりました。

次に、内容につきまして、決算事項別明細書によりご説明いたします。

528ページをご覧ください。

歳入です。

1 款分担金及び負担金の新規加入に係る受益者分担金はなく、529ページ右側にあります収入未済額498万8,000円は過年度分で、未納件数は江ヶ崎地区が 6 件、琴田地区が 7 件でございます。

次に、2 款使用料及び手数料の収入済額1,732万3,646円は処理施設の使用料で、徴収率は98.9%です。収入済額の内訳ですが、江ヶ崎地区は現年度分が1,149万4,062円で、過年度分は15万4,832円です。琴田地区は現年度分が562万5,720円で、過年度分は 4 万9,032円でございます。

次に、3 款県支出金の収入済額2,347万8,000円は農業集落排水事業補助金で、江ヶ崎地区の管路施設改修事業に係るものでございます。

4 款繰入金の収入済額3,071万8,000円は、全体事業費から使用料などの特定財源を差し引いた不足額を一般会計から繰り入れたものです。

5 款繰越金の1,185万8,143円は、前年度繰越金であります。

6 款諸収入の25万6,198円は、消費税及び地方消費税還付金であります。

530ページをご覧ください。

7 款市債の1,960万円は下水道債で、江ヶ崎地区の管路施設改修事業に係るものです。

以上で、歳入関係の説明を終わります。

534ページをご覧ください。

続きまして、歳出になります。

1 款総務費の支出済額は794万472円で、農業集落排水事業に係る人件費及び事務経費になります。

2 款事業費の支出済額6,358万4,422円は、江ヶ崎地区、琴田地区それぞれの処理施設の維持管理費と資源循環事業費、並びに工事費になります。また、翌年度繰越額は繰越明許費で、江ヶ崎地区において実施しております管路改修工事に係るものでございます。

536ページをご覧ください。

一番下の工事費は、県道旭笹川線に埋設してあります江ヶ崎地区の管路の改修工事を実施したものです。工事延長は201メートルでございます。

次に、538ページをご覧ください。

3款公債費は、地方債の償還金及び償還利子で、支出済額は1,918万4,195円です。借り入れ先は、財務省財政融資資金及び地方公共団体金融機構で、平成29年度末の地方債残高は2億1,716万3,594円です。

4款繰出金は、歳入の受益者分担金を一般会計へ繰り出すものですが、29年度は収入がなかったため繰り出しはございません。

540ページをご覧ください。

最後に、実質収支に関する調書になります。内容につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、議案第7号の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第8号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 加瀬宏之 登壇）

○水道課長（加瀬宏之） 議案第8号、平成29年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について補足説明を申し上げます。

初めに、水道事業の概況からご説明申し上げます。

決算書の11ページをお開きください。

事業報告書でございます。

（1）総括事項、3行目になりますが、平成29年度は、岩井地区、三川地区、横根地区及びニ地区などに、配水管布設工事を実施いたしました。

次に、業務状況でございますが、年度末の給水人口は5万7,637人、給水件数は2万403件となりました。普及率は87.1%で、前年度と比較しますと0.7ポイントの増となっております。年間給水量は595万8,377立方メートルで、前年度と比較しますと14万9,364立方メートルの増となりました。

また、料金収入の基礎となります年間有収水量は566万5,178立方メートルとなり、前年度と比較しますと5万8,923立方メートルの増となっております。

有収率は95.1%で、前年度と比較しますと1.4ポイントの減となっております。

建設状況は、建設改良工事として岩井地区、三川地区、横根地区及びニ地区に、口径50ミリメートルから150ミリメートルの耐震型配水管を延べ878.54メートル布設いたしました。

経理状況につきましては、この後の決算状況の中でご説明申し上げます。

前に戻りまして、1ページをお開きください。

それでは、平成29年度の決算報告書でございます。

初めに、(1)収益的収入及び支出について申し上げます。

収入につきましては、第1款水道事業収益の予算額15億7,785万5,000円に対し、決算額16億4,348万9,439円となり、収入率は104.2%となりました。内訳の第1項、営業収益の主なものは水道料金であり、第2項の営業外収益は一般会計補助金などで、決算額はそれぞれ記載のとおりです。

支出につきましては、第1款水道事業費用の予算額14億2,836万円に対し、決算額13億9,606万6,401円となり、執行率は97.7%となりました。内訳の第1項営業費用は受水費、減価償却費、人件費などで、第2項の営業外費用は企業債の利息などで、第3項の特別損失は過年度損益修正損であり、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

次に、2ページをお開きください。

(2)の資本的収入及び支出について申し上げます。

収入の部の第1款資本的収入は、予算額2億817万7,000円に対し、決算額は8,717万1,640円となり、収入率は41.9%となりました。内訳は、第1項企業債、第2項出資金、第3項補助金は、主に海上配水場耐震補強工事にかかわるもので、第4項の負担金は、消火栓設置や配水管布設工事に対する一般会計からの負担金で、第5項は給水申し込み納付金となります。決算額は、それぞれ記載のとおりでございます。

次に、支出の部ですが、第1款資本的支出は、予算額4億1,800万1,000円に対し、決算額は2億98万5,248円となり、執行率は48.1%となりました。内訳の第1項建設改良費は配水管布設などの拡張工事費、海上配水場耐震補強工事、配水管切り回し工事などの改良工事費、飯岡配水場塩素滅菌設備更新工事などの固定資産取得費であり、第2項企業債償還金は建設改良費などに係る企業債償還元金で、第3項その他資本的支出は国庫補助金消費税相当額返還額で、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

2ページの一番下の欄外になりますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億1,381万3,608円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額961万5,688円、減債積立金4,075万590円、過年度分損益勘定留保資金3,804万7,330円で補填し、なお不足する額

2,540万円については、29年度同意済企業債の未発行分2,540万円をもって翌年度に措置するものでございます。

続いて、3ページの損益計算書をご覧ください。

1の営業収益は、2列目の数字になりますが、14億7,177万9,999円、2の営業費用は12億7,585万1,287円、差引営業利益は3列目の1億9,592万8,712円となりました。

続いて4ページをご覧ください。

3の営業外収益は、2列目になりますが、5,531万4,478円、4の営業外費用は1,353万6,338円、差し引きは3列目になりますが、4,177万8,140円のプラスとなり、3ページの営業利益を加えますと、経常利益は2億3,770万6,852円となりました。

6の特別損失は、3列目になりますが、マイナス2,592円で、前段の経常利益に加えますと2億3,770万4,260円が平成29年度の純利益となり、当年度未処分利益剰余金は21億4,519万3,545円となります。

次に、5ページの剰余金計算書をご覧ください。

表の左の資本金の当年度末残高は、一番下になりますが、17億5,031万8,001円となりました。

表の中ほどになりますが、資本剰余金合計欄の当年度末残高は12万2,640円となりました。右から2列目の、利益剰余金合計欄の当年度末残高は25億8,789万3,545円となりました。

表の一番右の資本合計は、資本金と剰余金の合計であり、当年度末残高は一番右下になりますが、43億3,833万4,186円となりました。

6ページの剰余金処分計算書をご覧ください。

剰余金処分計算書の内容につきましては、表の右、未処分利益剰余金の当年度末残高21億4,519万3,545円のうち当年度純利益2億3,770万4,260円を、減債積立金に4,240万4,260円、建設改良積立金に1億9,530万円、それぞれ積み立てるものでございます。

次に、7ページの貸借対照表をご覧ください。

資産の部の1、固定資産、次のページの2、流動資産の合計となります。資産合計額は、一番右の列73億6,005万2,833円となりました。

次に、負債の部ですが、3、固定負債と次のページになりますが、4、流動負債、5、繰延収益の合計である負債合計は30億2,171万8,647円となりました。

次に、資本の部ですが、6、資本金、7、剰余金の合計額は、次の10ページの下から2行目に記載してあります。資本合計43億3,833万4,186円となり、これに前のページの負債合計を

加えますと、負債と資本の合計は73億6,005万2,833円となり、資産合計と一致します。

続きまして、12ページをお開きください。

(2)は議会議決事項であり、内容は記載のとおりでございます。

続きまして、13ページ、2、工事でございますが、(1)は建設工事の概況であり、内容は記載のとおりでございます。

15ページは年間の業務量であり、16ページは事業収入に関する事項、17ページは事業費に関する事項で、それぞれ前年度比較で記載してございます。

18ページになりますが、4、会計(1)は、重要契約の要旨でございます。

続いて、19ページになりますが、(2)は、企業債及び一時借入金の概況で、イ、企業債の概況は記載のとおりでございます。

20ページから21ページまではキャッシュ・フロー計算書であり、内容は記載のとおりでございます。

次の22ページから27ページまでは収益費用明細書であり、科目ごとの明細となっております。

次の28ページは固定資産明細書、続きまして29ページは企業債明細書となっております、内容は記載のとおりでございます。

以上で、議案第8号の補足説明を終わります。

○議長(島田和雄) 水道課長の補足説明は終わりました。

ここで、平成29年度旭市一般会計及び特別会計ほか歳入歳出決算に関する審査の結果について、監査委員の報告を求めます。

堀江通洋監査委員、ご登壇願います。

(監査委員 堀江通洋 登壇)

○監査委員(堀江通洋) 監査委員の堀江です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、報告いたします。

平成29年度旭市一般会計及び病院事業債管理特別会計をはじめとした六つの特別会計並びに水道事業の公営企業会計の各決算審査の結果について報告いたします。

地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、各会計の決算について審査を実施いたしました。

審査については、計数は正確であるか、予算の執行は適正で効率的かつ効果的に行われているか、また、財務に関する事務は関係諸法規に適合しているかなどの諸点に留意し、関係

諸帳簿、証書等を照合、精査するとともに、関係職員の説明を求め、さらに例月現金出納検査、定期監査等の結果も踏まえて、慎重に行いました。

審査の結果、一般会計、特別会計、歳入歳出決算書及び公営企業会計における決算諸表等は、いずれも法令に準拠して作成されており、計数については、関係書類と符合し正確でありました。また、予算の執行及び事務処理については、所期の目的に沿って適正になされたものと認められました。公営企業会計の事業運営についても、健全で効率的な運営であると認められました。

初めに、一般会計歳入については、全庁的に債権回収に取り組んだ成果が本年度も収納率の向上に表れています。しかし、歳入全体では、依然として多額の収入未済額及び不納欠損額が生じており、市民負担の公平性と貴重な自主財源を確保するため、引き続き効果的な収納対策により収入未済額及び不納欠損額の縮減になお一層の努力を求めます。

次に、地方自治法第241条第5項の規定に基づく基金運用状況の審査については、関係書類の計数はいずれも正確で、基金の設置趣旨に沿って適正に運用されているものと認められました。

続いて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定による実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率から成る健全化判断比率及び資金不足比率の審査において、いずれの比率も良好な状態にあり、財政運営が法令等の趣旨に沿って適切になされていることを確認いたしました。

具体的には、実質公債費比率は8.5%となっており、前年度の8.6%から0.1ポイントの改善が図られています。将来負担比率についても、将来負担額を充当可能財源等が上回ったために比率は算出されず、前年度に引き続き良好な状態であると認められました。

また、資金不足比率の審査においても、資金不足額が生じていないため、比率は算出されず、特に指摘すべき事項はありません。

次に、水道事業について申し上げます。

本年度の損益計算書から経営状況を見ると、当年度純利益は、前年度と比べ21.3%増加しています。これは、経営利益が28.4%増加しているためです。

経営分析表を見ると、安定性を示す自己資本構成比率は87.6%で、前年度と比べ2.6ポイント上回っており、企業の収益性を示す総収益対総費用比率も、望ましいとされる100%を超え118.4%で、前年度と比べ3.4ポイント上回っており、財政の健全性はおおむね良好であり、財政全般でおおむね健全な構造が維持されています。

事業収益の根幹である給水収益は、人口減少に伴う給水人口の減少や市民の節水意識の向上、節水機器の普及等により、今後の大きな伸びは期待できないと考えられます。一方、老朽化した施設の更新や耐震化対策の推進などに継続的な費用負担が見込まれ、水道事業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続くものと予想されることから、公営企業として効率的な経営と収益の確保に努め、今後も健全な経営基盤の強化と、安全・安心で良質な水の安定的な供給により、市民サービスの向上に努められることを望みます。

最後に、国及び地方を取り巻く社会情勢が厳しい中、平成28年度から普通交付税の合併算定替えの段階的縮減が始まり、国の財政支援のさらなる減少が見込まれます。本市におけるまちづくりの指針である旭市総合戦略に基づき、急速な人口減少に歯止めをかけ、地域の活性化を図り、市民の誰もが将来にわたって住み続けたいと思えるまちづくりに結びつくよう、着実な施策の展開を図り、健全で維持可能な財政運営に努め、旭市のさらなる発展と市民福祉の向上に寄与されることを要望して、監査委員の総意といたします。

○議長（島田和雄） 監査委員の決算審査報告は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで2時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時40分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、補正予算及びその他の議案について説明を求めます。

議案第9号について財政課長、登壇してください。

（財政課長 伊藤憲治 登壇）

○財政課長（伊藤憲治） 議案第9号、平成30年度旭市一般会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

補正予算書をお手元をお願いいたします。

1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ3,500万円を追加し、予算の総額を280億8,100万円とするものです。第2条の債務負担行為の補正については、後ほど説明いたします。

2ページと3ページは歳入歳出予算の款項の補正額ですので、説明を省略し、内容は事項

別明細書で説明いたします。

4ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為の補正です。生涯活躍のまち形成事業について今後、事業主体の公募を行うに当たり、募集要項に市からの補助額を明示することが必要なため、表に記載のとおり債務負担行為を設定するものです。

次の5ページと6ページは、歳入歳出補正予算の事項別明細書の総括ですので、説明は省略しまして、7ページの歳入からご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

歳入について順を追ってご説明しますが、事業内容につきましては歳出のところで説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

まず、14款2項2目民生費県補助金519万1,000円の追加は、介護施設等整備事業交付金の増によるものです。

3項4目教育費委託金10万円の追加は、東京オリンピック・パラリンピック教育推進事業費委託金を新規計上するものです。

15款1項1目財産貸付収入600万円の追加は、道の駅施設貸付料を新規計上するものです。

2目利子及び配当金61万5,000円の追加は、株式会社季楽里あさひ株式配当金を新規計上するものです。なお、これら財産収入に計上した額については、この後歳出で説明します道の駅整備基金積立金の財源となるものです。

8ページをお願いいたします。

18款1項1目繰越金2,158万1,000円の追加は、留保しておりました繰越金の一部を今回の補正財源として計上するものです。

19款5項5目雑入151万3,000円の追加は、市有物件損害保険金保険年金課分の計上によるものです。

以上で歳入の説明を終わります。続いて歳出になります。

9ページをお願いいたします。

2款1項3目文書広報費173万2,000円の追加は、文書管理費の増で、適正な文書管理を行うための仕分けや梱包作業用品の購入費について計上するものです。

7目企画費661万5,000円の追加は、道の駅整備基金積立金を新規に計上するもので、財源については歳入のところでご説明したとおり、道の駅施設貸付料及び株式会社季楽里あさひ株式配当金を充てるものです。

12目諸費210万6,000円の追加は、防犯対策事業の増で、防犯カメラの増設費用について計上するものです。

3款1項3目国民年金事務費151万3,000円の追加は、国民年金事務費の増で、公用車による物損事故に関する損害賠償金について計上するものです。

10ページをお願いいたします。

同じ3款の2項3目生活支援費519万1,000円の追加は、地域密着型サービス拠点等整備事業の増で、平成29年度からの繰り越し事業である地域密着型サービス拠点等施設整備費補助金の補助単価引き上げによる補助額の増分を計上するものです。

8款4項1目住宅管理費498万8,000円の追加は、市営住宅改修事業の増で、神西住宅及び双葉団地において当初解体を予定していた住宅以外にも空き家が生じたことから、当初分と合わせて解体撤去を行うための費用を計上するものです。

10款2項1目学校管理費1,145万7,000円の追加は、小学校施設改修事業の増で、建築基準法の基準を満たしていない小学校8校のプールのブロック塀の改修費用を計上するものです。

最後に、11ページをお願いいたします。

3項1目学校管理費129万8,000円の追加は、中学校施設改修事業の増で、小学校と同様、建築基準法の基準を満たしていない第一中学校のプールのブロック塀の改修費用を計上するものです。

2目教育振興費10万円の追加は、中学校教育振興費の増で、東京オリンピック・パラリンピックを活用した教育の推進校として第二中学校が指定されたことから、これらの教育推進のための費用を計上するものです。

以上で、議案第9号の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第10号について企画政策課長、登壇してください。

（企画政策課長 阿曾博通 登壇）

○企画政策課長（阿曾博通） 議案第10号、旭市道の駅整備基金条例の制定について補足説明を申し上げます。

本基金は、道の駅季楽里あさひの施設の維持補修、拡張等に要する経費の財源に充てるため、本条例を制定するものであります。

それでは、議案の条文をご覧ください。

第1条は、基金の設置について規定するものです。

第2条は、基金の積み立てについて規定するものです。

第3条は、基金の管理について、第4条は、基金の運用から生じる運用益金の処理について規定するものです。

第5条は、基金の処分についてでありまして、基金は、道の駅の施設の維持補修、拡張等に要する経費の財源として活用することを規定するものです。

第6条は、委任事項について規定するものです。

附則の施行期日につきましては、公布の日からとするものです。

以上で、議案第10号の補足説明を終わりにします。

○議長（島田和雄） 企画政策課長の補足説明は終わりました。

議案第11号、議案第15号について市民生活課長、登壇してください。

（市民生活課長 宮負賢治 登壇）

○市民生活課長（宮負賢治） それでは、まず、議案第11号、旭市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本議案は、平成31年2月からのコンビニ交付サービスの開始に向けて、個人番号カード、通称マイナンバーカードを利用して印鑑登録証明の発行ができるよう所要の改正を行うものです。

改正内容につきましては、現在、印鑑登録証明を取得するためには、旭市印鑑条例第13条の規定により、印鑑登録証明申請書に必要事項を記入し、印鑑登録証を添付して市長に申請することになっておりますが、コンビニ交付サービスでは、マイナンバーカードを使って市長へ申請することになりますので、必要な規定を第13条第2項として加えるものです。

なお、コンビニ交付サービスの開始後は、平日だけではなく土日でも全国のコンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末で、マイナンバーカードを使い、暗証番号等必要事項を入力して証明書を取得できるようになります。

この条例の施行は平成31年2月1日からとなります。

以上で、議案第11号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第15号について補足説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員の推薦について人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

本市の人権擁護委員の定数は10名ですが、このうち1名が平成30年12月31日に任期満了となりますので、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるもの

です。

議案第15号で推薦したい方は、旭市ハの99番地15にお住まいの岩井明廣氏、昭和24年12月23日生まれの方です。岩井明廣氏は、平成25年から人権擁護委員として積極的に活動されており、温厚誠実な人柄で、地域における信望が大変厚く、委員として適任の方ですので、引き続きお願いしたいと考え推薦するものです。

また、人権擁護委員法第7条第1項の規定による委員の欠格条項につきましては、該当する事項はありません。なお、委員の任期は、平成31年1月1日から平成33年12月31日までの3年間となります。

以上で、議案第15号の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 市民生活課長の補足説明は終わりました。

議案第12号について都市整備課長、登壇してください。

（都市整備課長 鵜之沢 隆 登壇）

○都市整備課長（鵜之沢 隆） 議案第12号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

改正の内容につきましては、お配りした新旧対照表の2ページをご覧ください。

本議案は、神西住宅及び双葉団地の一部を用途廃止するため、別表に規定されております神西住宅の戸数を11戸から6戸へ、双葉団地の戸数を47戸から43戸へ改めるものです。

神西住宅は昭和40年度から42年度、双葉団地は昭和36年度から44年度にかけて建築され、両住宅とも耐用年数の30年を大幅に過ぎていることから、老朽化が著しく、住環境や防災などの管理面でも支障を来している状況にあります。このような状況を受け、当該市営住宅については新規募集を停止し、空き家になった住宅から用途廃止を行っており、今回9戸の用途廃止を行うものです。なお、用途廃止後は解体撤去を行う予定となっております。

以上で、議案第12号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 都市整備課長の補足説明は終わりました。

議案第13号について水道課長、登壇してください。

（水道課長 加瀬宏之 登壇）

○水道課長（加瀬宏之） 議案第13号、東総広域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について補足説明を申し上げます。

本案は、東総広域水道企業団規約第6条、議員の定数及び選挙の方法について改正をする

ための協議について議決を求めるものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表の3ページをご覧ください。

東総広域水道企業団規約第6条、議員の定数及び選挙の方法となります。現行の議員定数を5人から8人に、選挙の方法の「及び関係市町の議会の議長」を「、関係市町の議会の議長及び関係市町の副市町長又は関係市町の議会の議員から当該関係市町の長が指名する者」に改めるものであります。

なお、施行日につきましては、平成31年4月1日とするものであります。

以上で、議案第13号の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 水道課長の補足説明は終わりました。

議案第14号について保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 遠藤茂樹 登壇）

○保険年金課長（遠藤茂樹） 議案第14号、和解及び損害賠償の額を定めることについて補足説明を申し上げます。

去る平成30年7月9日、保険年金課職員が郵便物発送業務のため、市の公用車を運転し干潟郵便局駐車場に進入する際、前方から直進する大網白里市在住の方が運転する車両を見落とし右折した結果、対向車両に衝突し破損をさせた損害に対し、相手方との交渉の結果、和解及びこれに要する損害賠償額151万2,003円を支払うべく、議会の議決を求めるものです。

なお、損害賠償につきましては、全額が保険金により支払われますことをご報告いたします。

以上で、議案第14号の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

続いて、報告の説明を求めます。

報告第1号について学校教育課長、登壇してください。

（学校教育課長 佐瀬史恵 登壇）

○学校教育課長（佐瀬史恵） 報告第1号、平成29年度旭市奨学基金の運用状況についてご報告を申し上げます。

初めに、1枚めくっていただきまして、表をご覧ください。

A列の積立ですが、運用利子6,132円を積み立てております。

B列の基金現在高の合計欄は、6,751万5,306円でございます。

C列の返還につきましては、6月に23万円、12月に65万円の計88万円が返済され、旭市奨

学基金の貸付金は完済となりました。

D列の貸付残高でございますが、貸付金が完済となりましたので、残高はございません。

E列の預金残高の合計欄は、6,751万5,306円でございます。

旭市奨学基金については、平成30年3月29日に基金残高の全額6,751万5,306円を取り崩し、基金を廃止いたしました。その後、この取り崩した全額について育英基金に振り替えておりますので、ご報告をいたします。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 学校教育課長の説明は終わりました。

報告第2号について保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 遠藤茂樹 登壇）

○保険年金課長（遠藤茂樹） 報告第2号、平成29年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況についてご報告申し上げます。

表のほうをご覧くださいと思います。

B欄に記載の基金現在高は、平成28年度末と同額の1,000万円となりました。新たな積み立てはございません。

貸し付けの状況でございますが、C欄下段の貸付件数は27件で、総額220万円の貸し付けを行っております。

返済につきましては、D欄下段のとおり、27件全てにおいて返済が完了しておりますので、F欄の預金残高は1,000万円となっております。

以上で、報告第2号の説明を終わります。

○議長（島田和雄） 保険年金課長の説明は終わりました。

報告第3号、報告第4号について財政課長、登壇してください。

（財政課長 伊藤憲治 登壇）

○財政課長（伊藤憲治） 報告第3号及び報告第4号についてご説明申し上げます。

初めに、報告第3号、平成29年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について申し上げます。

この健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により報告するものであります。

1枚めくって、表をご覧ください。

まず、算定項目1の実質赤字比率であります。これは、一般会計に係る実質赤字額の標

準財政規模に対する比率でありまして、本市におきましては黒字であったため該当いたしません。

次に、2の連結実質赤字比率であります。これは、公営企業会計を含む全ての会計を合計した実質赤字額の標準財政規模に対する比率でありまして、全会計とも黒字であったため、これも該当いたしません。

なお、これらの2つの指標の括弧書きにつきましては、参考として黒字の比率を表しております。

次に、3の実質公債費比率であります。これは、一般会計から公営企業会計、一部事務組合までを含めて、旭市が負担した元利償還金及び準元利償還金の、標準財政規模に対する比率でありまして、本市は早期健全化基準の25%を下回る8.5%となっております。昨年度の8.6%と比べますと0.1ポイント改善しまして、議会への報告及び公表が義務化されました平成19年度の決算以降、10年連続で改善しております。

次に、4の将来負担比率であります。これは、一般会計から公営企業会計、一部事務組合、第三セクター等までを含めて、旭市が将来負担する実質的な負債の標準財政規模に対する比率であります。本年度も昨年度と同様、将来負担額を充当可能財源等が上回ったため、比率として算定されず、該当なしとなりました。

以上のとおり、平成29年度決算に基づきます健全化判断比率につきましては、4指標とも基準をクリアいたしましたが、これで安心することなく、これからも財政の健全性確保に努めてまいりたいと考えております。

以上で、報告第3号の説明を終わります。続いて、報告第4号、平成29年度の旭市公営企業決算における資金不足比率について説明申し上げます。

この資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、報告するものであります。

やはり、1枚めくって、表をご覧ください。

平成29年度の旭市の資金不足比率については、資金不足が生じた公営企業会計はありませんので、全て該当いたしません。なお、括弧書きにつきましては、参考として資金剰余比率を表しております。

以上のとおり、平成29年度は、全ての公営企業会計において経営健全化基準をクリアいたしました。一般会計と同じく公営企業につきましても、引き続き財政の健全性確保に努めてまいりたいと考えております。

以上で、報告第4号の説明を終わります。

○議長（島田和雄） 財政課長の説明は終わりました。

報告第5号、報告第6号について企画政策課長、登壇してください。

（企画政策課長 阿曾博通 登壇）

○企画政策課長（阿曾博通） 報告第5号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の平成29年事業年度の業務実績に係る評価結果について地方独立行政法人法第28条第5項の規定により報告いたします。

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の平成29事業年度が終了し、法人から1年間の業務実績が市に提出され、地方独立行政法人法第28条第1項及び第3項の規定に基づく評価がまとまったことから、本議会に報告するものです。

資料、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院平成29事業年度業務実績に係る評価結果の1ページをご覧ください。

ローマ数字のI、年度評価の考え方になります。2段落目になりますが、評価の際には、法人から提出された報告書を基に、同病院評価委員会からの意見書を踏まえて進捗状況を確認し、評価基本方針に基づき評価を行っております。

（1）評価の基本方針についてになりますが、記載されております①から⑦までの、これら7つの方針に基づき評価しております。

次に、（2）年度評価の方法についてですが、年度評価につきましては、当該年度計画に定めた事項ごとに行う項目別評価と、業務実績の全体について行う全体評価を併せて行っております。

1、項目別評価の方法ですが、項目別評価は、中項目評価、大項目評価の手順で行っております。

2ページをお願いします。

①中項目評価は、法人による小項目・細項目に係る自己評価結果を検証し、年度計画の中項目ごとの達成状況について評価しております。

②大項目評価は、中項目評価の結果を踏まえ、年度計画の大項目ごとの達成状況について評価しております。

なお、評価基準につきましては、中項目・大項目それぞれS、年度計画を大きく上回っている、A、年度計画を上回っている、B、年度計画をほぼ予定どおりに実施している、C、年度計画を下回っている、D、年度計画を大きく下回っており改善が必要であるの5段階で

の評価となっております。

2、全体評価の方法につきましては、項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な達成状況について評価を行っており、評価基準につきましては、S、計画を大幅に達成し、または計画より大幅に進んでいる、A、計画をやや超えて達成し、または計画よりやや進んでいる、B、おおむね計画どおりに進んでいる、C、計画をやや下回り、または計画よりやや遅れている、D、計画を大きく下回り、もしくは計画よりも大幅に遅れ、または財務運営に関して重大な改善すべき事項等が認められるまでの5段階評価となっております。

次に、ローマ数字Ⅱ、全体評価をご覧ください。

(1) 評価結果になります。全体の評価結果はA、計画をやや超えて達成し、または計画よりやや進んでいるでありました。

3ページをお願いします。

(2) 判断理由ですが、業務実績については、3つの大項目ともA評価、年度計画を上回っているでした。法人は、地域の中核的な基幹病院として救急医療、高度急性期医療をはじめとする医療、介護及び福祉の提供を担いつつ、地方独立行政法人制度の特徴である柔軟性・機動性を最大限に生かし、収益の確保と費用の節減に取り組んだ結果、平成29事業年度の当期純利益は、当初の計画を大きく上回る15億6,800万円の黒字となり、安定した経営基盤が構築されております。

また、法人の運営管理体制としては、全病院的に取り組んだ第三者機関による医療機能評価において高い評価を受けたことから、業務運営の改善及び効率化の仕組みが確立されているものと判断するなど、平成29事業年度の業務実績は、中期目標・中期計画の達成に向けて作成された年度計画を上回っているものと判断しております。

(3) 評価委員会委員からの意見、指摘事項などがございますが、法人の自己評価結果は、やや抑制的な箇所もあるが妥当なものであるや、高いハードルをクリアしていると感じた。今後もこのレベルを維持できるよう努力を継続されたいなど、記載の意見がございました。

4ページをお願いします。

ローマ数字Ⅲ、項目別評価から6ページにかけて、3つの大項目ごとの評価結果、判断理由、評価委員会委員からの意見、指摘事項などが示されております。なお、各項目の詳細につきましては、別添平成29事業年度業務実績に係る評価結果をご覧くださいと思います。

以上で、報告第5号の補足説明を終わります。

続きまして、報告第6号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の平成29年度の事業経営状況及び平成30年度の事業計画について地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

では、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの事業経営状況について申し上げます。資料、平成29年度事業報告書になります。

1ページをお開きください。

1には現況が、2ページの2には病院の概要が記載されております。

3ページになります。

3には組織図が、4は財務諸表の要約、財務情報、事業に関する説明につきましては4ページから20ページにかけて、年度計画に定めた項目についてどのように取り組んだのか記載されております。

なお、決算関係につきましては、次の資料、財務諸表等により説明いたします。

では、資料を2枚めくっていただき、1ページ、2ページをお願いいたします。貸借対照表になります。

左側1ページは資産の部になります。固定資産と流動資産で、有形固定資産や現金及び預金などで、合計552億3,536万7,822円です。

右側2ページになります。

負債の部は固定負債と流動負債で、独法移行前の地方債償還債務や退職給付引当金、未払金などで、負債の部合計は413億8,312万9,078円。その下の純資産の部は、資本金及び資本剰余金、利益剰余金を合わせた純資産の部合計138億5,223万8,744円となり、一番下の負債純資産の合計は552億3,536万7,822円となりました。

続いて3ページ、4ページをお願いいたします。損益計算書になります。この数字は消費税を抜いたものです。

3ページ、営業収益合計は359億6,335万8,836円、営業費用合計は349億5,788万4,063円、営業利益は10億547万4,773円となりました。

4ページになります。

営業外収益合計は6億5,491万2,155円、営業外費用合計は4億5,368万5,486円、経常利益は12億670万1,442円となりました。

また、臨時利益合計は4億5,156万5,442円、臨時損失合計は9,004万3,631円で、一番下から2行目、当期純利益は15億6,822万3,253円となりました。

5 ページをお願いします。キャッシュ・フロー計算書になります。

下から 3 行目、資金減少額は、三角20億862万5,892円、一番下、資金期末残高は、119億7,019万7,005円となりました。

6 ページをお願いします。利益の処分に関する書類になります。

当期総利益15億6,822万3,253円につきましては、全額積み立てております。

7 ページをお願いします。行政サービス実施コスト計算書になります。

一番下の行、行政サービス実施コストは20億3,991万1,162円となりました。

8 ページから12ページまでは注記事項、13ページから27ページまでは財務諸表の附属明細書、28ページは、消費税を含む決算報告書になります。

続きまして、次の資料、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院平成30年度計画になります。こちらにつきましては、今年度病院が取り組む事項が項目ごとに記載されております。

10ページをお願いします。

第4、予算になりますが、単位は100万円です。

1、予算です。収入計376億9,200万円、11ページになります。支出計377億4,700万円です。

2、収支計画ですが、収益の部計374億700万円。

13ページをお願いします。費用の部計368億1,000万円、表の一番下になりますが、総利益は5億9,700万円です。

3、資金計画になります。資金収入及び14ページ資金支出はそれぞれ527億8,100万円となっております。

以上で、報告第6号の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 企画政策課長の説明は終わりました。

報告第7号について行政改革推進課長、登壇してください。

（行政改革推進課長 小倉直志 登壇）

○行政改革推進課長（小倉直志） 報告第7号、私債権等の放棄について補足説明を申し上げます。

この私債権等の放棄につきましては、旭市私債権等管理条例第7条第1項の規定に基づき、平成29年度に放棄した私債権等の内容を同条第2項の規定により報告するものでございます。

2枚目の表に放棄した債権について各債権ごとに放棄した事由と件数、金額を掲載しております。内訳といたしましては、市営住宅家賃が3件、39万7,900円、土地貸付料が2件で30万3,588円、学校給食費が2件で、4万8,210円、水道料金が45件で、54万6,684円となり、

全体としては合計52件で、129万6,382円の債権を放棄いたしました。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 行政改革推進課長の説明は終わりました。

以上で議案の補足説明及び報告の説明は終わりました。

以上をもちまして本日の日程は、全部終了いたしました。

○議長（島田和雄） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は、6日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時24分